

令和5年10月3日

決算特別委員会

阿久根市議会

1 会議名 決算特別委員会

2 日時 令和5年10月3日(火)

午前9時57分開会

午後4時36分散会

3 場所 議場

4 出席委員

濱田洋一委員長、川原慎一副委員長、高崎良二委員、
竹之内和満委員、大野雅子委員、渡辺久治委員、
川畑二美委員、白石純一委員、竹原信一委員、
大田基次委員、牟田学委員、木下孝行委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、議事係主任 松林俊介

6 説明員

総務課

課長 中野貴文君

課長補佐兼職員係長 榎柑幸一郎君

企画調整課

課長 尾塚禎久君

課長補佐兼企画調整係長兼統計調査係長 岩下亮一君

地域振興係長 橋口武史君

税務課

課長 新町博行君

課長補佐兼管理係長兼滞納整理係長 別府輝雄君

課長補佐兼固定資産税係長 田原勝矢君

課税係長 牛之濱諒君

市民環境課

課長 平田寿美子君(兼)

課長補佐兼住民年金係長 中園修君

主幹兼環境対策係長 大野勇人君

三笠支所

所長 平田寿美子君(兼)

庶務係長兼戸籍係長 大野勝一君

大川出張所

所長 平田寿美子君(兼)

庶務係長 本藏雄一君(兼)

福祉課

課長 尻無濱久美子君

課長補佐兼福祉係	長	前田	敏君
保健係	長	松崎	正幸君
児童福祉係	長	平田	祥子君
みなみ保育園園	長	佐渡谷	まなみ君
健康増進課			
課	長	寺地	克己君(兼)
課長補佐兼国保係	長		
兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係	長	大橋	尚子君
保健予防係	長	篠原	千美子君
母子保健係	長	田上	智子君
大川診療所			
事務	長	寺地	克己君(兼)
管理係	長	本藏	雄一君(兼)
介護長寿課			
課	長	山元	正彦君
課長補佐兼地域包括支援係	長	尾上	覚史君
介護保険係	長	本	千晶君
高齢者支援係	長	宇都	貴子君
農政課			
課	長	大野	裕人君(兼)
課長補佐兼農政管理係	長	川原	陽介君
課長補佐兼農村振興係	長	下澤	克宏君
農村環境改善センター			
所	長	大野	裕人君(兼)
管理係	長	牧内	達志君
農業委員会事務局			
局	長	大野	裕人君(兼)
管理係	長	鍋籐	雄太君
教育委員会事務局			
生涯学習課			
課	長	新町	勝利君
文化係	長	大漣	昭裕君

7 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)
- (2) 認定第2号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について(国民健康保険特別会計)
- (3) 認定第4号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について(介護保険特別会計)
- (5) 認定第5号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について(後期高齢者医療特別会計)

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

昨日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

本日の審査も配付した日程の順に進めていきます。

ここで、皆様方にお知らせいたします。

執行部から決算に関する説明書（一般会計）に誤りがあったとして、その正誤表の提出がありましたので配付いたします。正誤表は212-3、令和4年度決算に関する説明書一般会計（正誤表）認定第1号と題して、ペーパーレス会議システムに掲載してあります。

なお、正誤表の説明は、所管課である商工観光課の審査の際に行われますので御了承ください。

また、ここで、昨日の審査において、委員からの質疑に対し、後で答弁するとされた事項について、総務課長、企画調整課長、生涯学習課長からそれぞれ発言の申出がありますので、この際許可します。

それでは、総務課は入室をお願いいたします。

〔総務課入室〕

○ 認定第1号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

認定第1号を議題とし、総務課所管の事項を議題とします。

総務課長の発言を許します。

中野総務課長

昨日、総務課所管の事項について、竹原委員からお尋ねのありました庁舎の電気使用量及び水道使用量等についてお答えをいたします。

令和4年度の本庁舎の電気使用量は年間40万7722キロワットアワーであり、その料金は955万5547円でありました。

次に、水道使用量は年間4,658立方メートルであり、その料金は82万7210円でありました。

濱田洋一委員長

竹原委員、よろしいですか。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

認定第1号中、総務課所管の事項の審査を一時中止します。

総務課は退室をお願いします。

〔総務課退室〕

企画調整課は入室してください。

〔企画調整課入室〕

次に、認定第1号中、企画調整課所管の事項を議題とします。

企画調整課長の発言を許します。

尾塚企画調整課長

昨日の当課所管の審査の中で御質問いただいた経緯につきまして、改めてお答えいたします。

まず、木下委員からの主要事業の成果説明書14ページ、集落活性化対策事業の地域色づ

くり事業ですが、これの令和4年度の事業予算額についての御質問でありましたが、当初の予算額は1,400万円であり、これに対して執行済額が1206万2000円となったところです。

次に、白石委員からの同じく集落活性化対策事業のうち令和4年度の活動活性化補助金の交付団体4団体の内訳についてであります。まず寺島会、次に牛之浜ボランティアクラブ潮風、次に大川地域ボランティアクラブ、次に田代活性会、以上4団体であります。

濱田洋一委員長

木下委員、白石委員、よろしかったでしょうか。

〔木下孝行委員及び白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

認定第1号中、企画調整課所管の事項の審査を一時中止します。

〔企画調査課退室〕

生涯学習課入室をお願いします。

〔生涯学習課入室〕

次に、認定第1号中、生涯学習課所管の事項を議題とします。

生涯学習課長の発言を許します。

新町生涯学習課長

昨日の渡辺委員の御質問にお答えします。

令和4年度の図書館指定管理委託料2,600万円のうち人件費に係る費用につきましては、7名総額で1963万5289円であります。

濱田洋一委員長

渡辺委員、よろしかったでしょうか。

〔渡辺久治委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

認定第1号中、生涯学習課所管の事項の審査を一時中止します。

〔生涯学習課退室〕

税務課の入室をお願いいたします。

〔税務課入室〕

次に、認定第1号中、税務課所管の事項について、審査に入ります。

税務課長の説明を求めます。

新町税務課長

それでは、認定第1号中、税務課所管分について説明します。

決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて説明します。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページをお開きください。

説明書の6ページに記載のとおり、市税の調定額合計21億1881万1164円に対し、収入額合計は20億3049万4153円であり、調定額に対する収入率は95.83%で、前年度収入率95.44%を0.39ポイント上回りました。

次に、税務課で取り組みました主な収入率向上対策について御説明いたします。

年間を通して、滞納者の生活状況調査、預貯金調査等を行い、適切な差押えや執行停止などの滞納処分を実施してまいりました。特に滞納繰越分の出納閉鎖の3月末、現年分の出納閉鎖の5月末に合わせ、3月から5月を徴収強化月間と位置づけ、3月は過年度分を、4・5月は現年度分を主として、臨戸訪問等による納税相談、徴収等を集中して実施してまいりました。

催告書の発送につきましては、現年度滞納者を中心に10月、11月、4月の3回実施し、

滞納の早期解消に努めてまいりました。

市外在住滞納者につきましては、徴収や納入催告だけでなく、預貯金や勤務先、給与額等の実態調査を行いながら、適正な滞納処分を必要と判断した場合は、差押えなどについても実施しております。

次に、預貯金、給与等の差押えにつきましては、52件実施し、220万3767円を市税等に充当しました。搜索、差押え、公売につきましては、今後も取組を強化していくとともに、これらの滞納処分の実施につきましては、市民への周知を図り、納期内納付の徹底を推進してまいりたいと考えております。

また、収入率の向上には、徴収体制の強化、滞納処分の徹底とあわせ、公平公正な課税により、納税者の方々の理解を得ることが重要であることを常に認識し、事務に従事しているところであります。

なお、市税収入率については、まちづくりビジョンの取組状況の44ページに記載されており、令和4年度の目標値95.25%を上回ったことから、事業評価はAとなっております。

以上で、令和4年度に取り組みました主な収入率向上対策等についての説明を終わります。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページにお戻りください。

先ほど御説明いたしました令和4年度の市税全体の調定額は、前年度に比べ約4284万5000円の増加、滞納繰越分が約2340万3000円の減少で、合計で約1944万2000円、0.93%の増加となっています。

税目別調定額の増減につきましては、個人市民税が約204万4000円、0.33%の増加。法人市民税が約579万円、5.49%の減少。固定資産税が約1986万2000円、1.82%の増加。軽自動車税が約3万9000円、0.04%の増加。市たばこ税が約321万3000円、1.84%の増加。入湯税が約7万2000円、32.88%の増加となりました。

また、市税全体の収入額につきましては、前年度に比べ2690万2157円、1.34%の増加となっています。

調定額から収入額を差引きますと8831万7011円となりますが、このうち1482万5051円を不納欠損処分し、残りの7349万1960円が収入未済額であり、前年度末に比べ570万3296円、7.20%の減少となっています。収入未済分の詳細につきましては、決算に関する説明書7ページの市税滞納繰越調書のとおりであります。

次に、決算に関する説明書8ページ、事項別明細書2ページをお開きください。

3款利子割交付金は、県が収入した利子割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額。4款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当について、県が収入した配当割の額から徴収取扱費相当額を控除した額の5分の3の額。5款株式等譲渡所得割交付金は、源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得について、県が収入した株式等譲渡所得割の額から、徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額。6款法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部が県から市町村に交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書12ページ、事項別明細書5ページをお開きください。

13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料のうち税務課分、徴税手数料は、所得証明などの証明手数料及び市税の督促手数料です。

次に、決算に関する説明書20ページ、事項別明細書9ページをお開きください。

15款県支出金3項委託金1目総務費委託金のうち税務課分、徴税費委託金は、個人県民税徴収取扱費として、地方税法第47条の規定に基づき県から9月と3月に交付されるもので、納税義務者数に3,000円を乗じた額が主なものです。

次に、決算に関する説明書25ページ、事項別明細書11ページから12ページにかけて、20款諸収入1項延滞金加算及び過料1目延滞金は、市税滞納分に係る延滞金であります。

次に、決算に関する説明書26ページ、5項4目雑入の税務課分は、雇用保険料に、会計年度任用職員本人負担分の一部とコピー使用料及び封筒広告料であります。

以上で、歳入についての説明を終わり、次に歳出の主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書の39ページ、事項別明細書20ページから21ページにかけて、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費について、節ごとに御説明申し上げます。

1節報酬と4節共済費は、滞納整理事務指導員、税務窓口等事務の会計年度任用職員3名と、1月から3月にかけての申告時期に、給報整理等の課税事務補助の会計年度任用職員1名分の社会保険料であり、3節職員手当等は、会計年度任用職員2名分の期末手当であります。

8節旅費は、会計年度任用職員の通勤に係る旅費であります。

10節需用費は、市税各納付書督促状、再発行納付書、納付書発送用封筒などの印刷代が主なものであります。

11節役務費は、収納代理金融機関窓口手数料、コンビニ収納手数料、納付書等発送時郵便料及び電話料であります。

12節委託料は、固定資産税に関わる標準宅地鑑定評価業務と時点修正鑑定業務、e L T A Xシステム改修業務に係る委託料であります。

13節使用料及び賃借料は、地方税電子申告支援サービス使用料、地方税共通納税システム利用料、軽自動車検査情報サービス利用料が主なものであります。

17節備品購入費は、地方税総則実務提要を購入したものであります。

18節負担金、補助及び交付金のうち負担金は、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業、地方税共同機構会費、資産評価システム研究センター会費及び軽自動車税環境性能割徴収取扱費であり、補助金は、阿久根市青色申告会への補助金であります。

22節償還金、利子及び割引料は、市税の過年度分の過誤納還付金及び還付加算金であります。

以上で、認定第1号中、税務課所管分についての説明を終わります。よろしく御願いたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

決算に関する説明書の6ページ、この中にその数字があるわけではないのですが、説明いただいた中で、4年度の固定資産税が前年より1,900万円ほど増加したという説明があったかと思うんですが、その要因を教えてください。

新町税務課長

固定資産税が上がった分につきましては、今、太陽光とかそういう償却資産の建築等が行われている状況になっております。家屋も建築はされているんですけども、その数自

体は減ってきているんですけども、過去に建築された部分、累積した部分で税が上がってきているという状況になってきております。

白石純一委員

太陽光の設備が完成したのが今年の3月か4月だと思うんですけども、3月ぐらいか。〔新町税務課長「市内全部、総体的にです」と呼ぶ〕

白石純一委員

それが、令和4年度は前年よりかなり増えたということですかね。

新町税務課長

太陽光、今市役所にある分については、まだ課税はされていない状況になっています。恐らく来年度に課税されるんですけども。市内全域を見て、その分が増えてきていると。増える件数はどんどん鈍くはなっているんですけども、過去に建ってる分がどんどん累積して、税として反映してきているという状況になってきているということです。

牟田学委員

税の滞納者について。令和5年度も物価も上がりいろいろしてますが、令和4年度も、やはり燃料代、物価高、そういったところがやはり出ているんですかね。滞納者のあれについては。

別府税務課長補佐兼管理係長兼滞納整理係長

税の滞納というかお支払いできない方については、自分たちは納税相談という形で訪問しているんですが、やはり、このコロナ禍の影響とかそういうので、なかなか納められないという声をいろいろと聞くところであります。

竹之内和満委員

歳入歳出決算事項別明細書1ページ、1款6項1目入湯税について。予算が18万6000円で実際に29万2800円、この入湯税を納めている事業者は何事業者あるんでしょうか。

新町税務課長

3事業者になっております。

竹之内和満委員

よろしければ、どこが納めているか、事業者名とか出せますか。

新町税務課長

課税の情報になるものですから控えさせていただきます。

竹原信一委員

固定資産税の減免措置というのは、今、どれぐらい、この年度で、件は。それによる減額というのは幾らぐらい、減免措置の理由及びそれによる減少額はどれぐらいになっていますか。

新町税務課長

その内容についてですけども、主に公益、例えば公民館とかそういう部分の減免。あと生活保護者の減免ですね。それを合わせまして、昨年減免した件数につきましては317件、金額といたしまして395万5914円減免しております。

竹原信一委員

先ほど、太陽光の話が出ましたけど、市の設置したこの太陽光、その固定資産税はどれぐらいになる見通しだと思っておりますか。

そしてまた、それに対する減免措置を考えておられるんですか。

濱田洋一委員長

竹原委員、今の質問は、令和4年度の決算の数字には出てこないんですが、見込みということでも立てていらっしやらない状況かもしれないですが。

竹原信一委員

それは、委員長じゃなくて向こうから答えてもらう形で。できなければ後からもらってもいいんだから。今後の改善や反省事項などについての把握というのは私たちの仕事でございいますから。

新町税務課長

太陽光発電設備に係る税額についてですけれども、市内でいいますと144事業者です。

〔竹原信一委員「いや、市の施設についてですよ」と呼ぶ〕

市ですね。決定価格としましては181万4800円の金額になってきております。

濱田洋一委員長

挙手をしてから質問をお願いします。

〔竹原信一委員「最初の質問に」と呼ぶ〕

今、答弁がありましたから、次は挙手で、指名を受けてからですね。

〔竹原信一委員「質問に対する答弁が欠けていた」と呼ぶ〕

竹原信一委員

先ほどに対する質問のかけていた分答えてください。

新町税務課長

そちらの固定資産の減免につきましては、地方税法第367条ですね、それについて固定資産税の減免の規定が設けられているところでございます。

そこにつきましては、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要と認めるもの。あと、貧困により生活のための公私の扶助を受けるもの、こちらについては生活保護に当たります。あとは、市の条例にも載っていますけれども、あと、公益のために直接専用する固定資産。公民館とかそういう部分についての減免措置をやっているところでございます。

ですので、今、竹原委員が言いましたように、太陽光発電に伴っての減免措置というのは、その事業だけを減免するというのは公平性に欠ける場合がありますので、今のところ検討はしていないという状況でございます。

川畑二美委員

一般会計の決算事項の明細書の1ページで、1款3項軽自動車税のところのですね、これの滞納者分の879万円。これは大体何台ぐらいの金額になるんでしょうか。

濱田洋一委員長

川畑委員、大変恐れ入りますが、もう一度最初から教えていただいてよろしいですか。

川畑二美委員

4年度阿久根市一般会計歳入歳出決算事項明細書の1ページ。1款の、軽自動車の3項の、2目の、区分2の滞納者処分、87万9000円は、金額がですね、どのぐらいの。

濱田洋一委員長

滞納繰越分が87万9000円、このことについてお尋ねしたいということですか。

川畑二美委員

そうです。何台分ぐらいなんですか。

濱田洋一委員長

台数ということですか。

新町税務課長

こちらの滞納繰越分につきましては87万9000円、これは予算上の金額になっております。実際の調定額につきましては、その横に313万1420円という金額になっております。この分につきましては、台数というのは把握していないんですけれども、人数といたしまして、210名ぐらいの方。人になりますので、台数じゃないのですけれども210名ほどの方が滞納しているという状況になっております。

川畑二美委員

210名の方々が滞納していらっしゃるということで、その対策は、何か考えているんですか。

新町税務課長

先ほども徴収対策で述べたとおりなんですけれども、戸別訪問ですね。あと、その方の預貯金調査、生活の実態調査等を行いながら、そこで収納できるものは収納するというような形になっております。

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、税務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔税務課退室〕

介護長寿課入室をお願いします。

〔介護長寿課入室〕

次に、認定第1号中、介護長寿課所管の事項について、審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

山元介護長寿課長

認定第1号中、介護長寿課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。

成果説明書の51ページをお願いいたします。

高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、運転免許を持っていない市民税非課税世帯に属する75歳以上の高齢者等を対象に、通院や買物時に利用するタクシー料金の一部を助成し、高齢者の外出を支援するものです。事業の実施状況欄にありますとおり、本事業は令和2年4月から対象地区を市内全域に拡大しており、令和5年度からは課税世帯に属する方々まで対象要件を緩和することとなったところです。事業の成果としては、高齢者等の経済的負担の軽減を図り、外出機会の創出につながっていると考えております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和4年度の事業評価はA評価となっております。

次に、52ページをお願いいたします。

長寿祝金支給事業は、高齢者の長寿を祝福するとともに敬老の意を表し、80歳を迎えられた方には5,000円、88歳を迎えられた方に1万円、100歳到達者には5万円をそれぞれお送りしました。令和4年度に長寿祝金をお渡しした方の総数は487人でした。

次に、53ページをお願いいたします。

高齢者地域支え合いグループポイント事業は、65歳以上の高齢者の方を含むグループで登録をして、互助活動や地域活性化の活動を行った場合に商品券などに交換できるポイントを付与するもので、地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの構築を推進することを目的としております。新型コロナウイルス感染症の影響で活動団体数が減少してはいましたが、令和4年度は、いきいきサロンやころばん体操教室などの活動が増え、登録団体も増加しており、高齢者の地域活動参画へのきっかけづくりになっているところであります。

次に、54ページをお願いします。

食の自立支援事業は、ひとり暮らしや虚弱な高齢者世帯等に弁当の配食サービスを実施することにより、食生活の改善、健康保持を図り、同時に見守り活動、安否確認を行っているものです。現在、調理費用は一般会計の老人福祉費から、配食費用は介護保険特別会計の地域支援事業費から支出しており、1食当たりの委託料は、調理費用が315円、配食費用が260円となっております。また、利用者負担金は370円となっております。なお、令和2年度から、受託事業者における人員確保のための必要経費を安定化支援分として、あわせて公費負担しております。事業の成果としては、調理や買物が困難な高齢者等の食生活及び栄養改善、利用者の健康維持が図られるとともに、安否の確認を行うことで、在宅での安全で安心な生活の継続につながっていると考えております。

次に、55ページをお願いします。

老人保護措置事業は、老人福祉法に基づき、環境上、経済的な理由などにより、居宅での養護または介護が困難な方を養護老人ホームへ入所措置するものであります。関係機関等と連携し、虚弱な高齢者等の安定した生活環境の確保を図るため、今後も適切な手続による入所措置に努めていく必要があると考えております。

次に、57ページをお願いいたします。

在宅寝たきり者介護手当支給事業は、65歳以上の高齢者で要介護3以上と認定された方または要介護2以上で重度の認知症と認定された方を在宅で6か月以上継続して介護している方に対し、年額7万2000円を支給するものであります。事業の成果としては、在宅で寝たきり等の高齢者と介護者に対し経済的支援が図られ、高齢者等が住みなれた我が家で生活を維持する一助となっていると考えております。

以上で、主要事業の生活説明書に基づく説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は44ページ、事項別明細書は25ページをお願いいたします。

第3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費は、高齢者福祉サービスに係る委託料、扶助費及び介護保険特別会計への繰出金が主なものであります。

7節報償費5件のうち在宅高齢者福祉アドバイザー事業謝金は、地域において、寝たきりやひとり暮らしの高齢者等の見守りや声かけ、相談に応じるなどの活動を担っていただくアドバイザー95人のうち活動実績のあった79人分の謝金であります。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和4年度の事業評価はB評価となっております。

事項別明細書は26ページをお願いします。

12節委託料5件のうち高齢者実態調査業務は、高齢者保健福祉計画の見直しに当たり、

高齢者等の実態や意識意向を調査し、計画策定の基礎資料とするために実施したものであります。共助の基盤づくり事業は、見守りが必要な高齢者や支援を必要とする人などの情報を集約し、個人と地域とのつながりを確保する取組を通じて、地域住民相互の支え合いによる共助の基盤を構築することを目的とし、阿久根市社会福祉協議会に委託し、生活支援に関するニーズの把握や緊急通報体制に関する情報の更新、地域支え合いマップ作りの更新作業などを行っております。

次に、18節負担金、補助及び交付金5件のうち後期高齢者人間ドック助成事業は、後期高齢者医療保険加入者を対象に、1日人間ドックの助成を行う事業であり、令和4年度は52人の利用がありました。明許繰越費不用額は、地域介護基盤整備事業として2施設における施設整備に係る補助について、令和3年度から繰越して実施することとしておりましたが、事業者が申請を辞退したことにより、未執行となったものであります。

27節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であり、前年度比320万9240円、0.62%の減となりました。

決算に関する説明書は52ページ、事項別明細書は32ページをお願いします。

第5款労働費2項1目労働諸費、18節負担金、補助及び交付金のうち高年齢者労働能力活用事業は、高年齢者の生きがいつくりと能力を生かした活力ある地域社会づくりに資するため、阿久根市シルバー人材センターが行う高年齢者の就労機会の確保と提供及び能力開発に取り組む事業に対する補助であります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は4ページをお願いいたします。

第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金のうち老人保護措置費は、養護老人ホーム入所者の本人及び扶養義務者の負担金であります。

決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は6ページをお願いします。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金、7節低所得者保険料軽減負担金は、第1から第3段階までの介護保険料の軽減分に係る国の負担分であります。

決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は8ページをお願いします。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金、8節低所得者保険料軽減負担金は、同じく介護保険料の軽減分に係る県の負担分であります。

2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち介護長寿課所管分は、備考欄記載の老人クラブ育成事業ほか2事業に対する県補助金であります。

決算に関する説明書は23ページ、事項別明細書は10ページをお願いします。

第16款財産収入2項2目1節物品売払い収入のうち介護長寿課所管分は、公用車1台の買換えに伴う車両の売払収入であります。

決算に関する説明書は24ページ、事項別明細書は11ページをお願いします。

第18款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金は、令和3年度分の一般会計から繰り出した介護給付費等の精算に伴う、介護保険特別会計からの精算返納金であります。

決算に関する説明書は30ページ、事項別明細書は13ページをお願いします。

第20款市債1項2目2節老人福祉債は、食の自立支援事業に係るものであります。

以上で、認定第1号についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

川畑二美委員

成果説明のときに、高齢者福祉タクシー利用を。

濱田洋一委員長

すいません、成果説明書の何ページですか。

川畑二美委員

51ページです。よろしいでしょうか。利用者が617人ということになっておりますけど、申請された方々が615人であるのでしょうか。

濱田洋一委員長

今、言われたのは、利用券の交付者が617名。

川畑二美委員

はい、交付者の方々が617人で、令和3年度は624人、令和2年度は714人。ちょっと少なくなってきた状態。

濱田洋一委員長

その理由ですか。

少なくなった理由をとということによろしいですか。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

山元介護長寿課長

この利用券交付者数につきましては、この福祉タクシー利用助成事業の申請をお出しただいて、要件に該当するというので、利用券を交付された、実際に交付した方の人数でございます。この人数の推移についてですけれども、令和2年度に要件の見直しをしまして、市内全域に範囲を拡大いたしまして、714人ということになっているんですが、その後、この利用者の減については、主管課といたしましては、この間、コロナの感染拡大等によりまして、利用回数を控えていらっしゃるというのも影響しているのではないかとこのふうには推察しているところでございます。

川畑二美委員

今ですね、タクシーの料金が上がってるものですから、この300円ではもうすぐ使ってしまうというお声があるものですから。今後はぜひ、少し値上げをしていただきたいという要望です。

川原慎一委員

成果説明書の53ページ、高齢者地域支え合いグループポイント事業について。この中にいきいきサロン、ころばん体操等もございませけれども、子育てに関する活動と子供食堂における活動というものもございませけれども、実際にこういった子供の活動に対する支援をしている団体の数を、それぞれ、3番と4番で教えていただきたいんですが。

宇都高齢者支援係長

グループポイント事業の子供食堂の支援に該当しているグループが2グループになります。

川原慎一委員

私もちょっと勉強不足のところもありましたので、阿久根市における子供食堂の数というものがどういった感じで活動してるのかということもなかなか勉強できてなくてだったんですけれども。こういったところを、子供食堂を特に、御支援をしていただけるよう

な形で、これは要望としてお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

川畑二美委員

成果説明の55ページ、老人保護措置事業で、蓮の実園と3箇所あるんですけど、今阿久根市でどのぐらいの方々が待機で待ってらっしゃるか。待機の方々ですね、何人いらっしゃるか分かっていらっしゃったら教えていただけたらありがたいと思います。

山元介護長寿課長

待機者数につきましては、この事業実施状況の8のその他のところでございます。令和4年度末の入所待ちの待機者数は45人ということになっております。

渡辺久治委員

同じく、成果説明書の55ページでお願いしますが、これは、今、これ単純に割ってみたんですけども、1人当たり月4万円ぐらいということだと思んですけど、それで間違いはないですかね、月に。入所者の2725万690円を58で割ってみました。

山元介護長寿課長

この入所者負担金は、それぞれ入所者の所得の状況ですとか資産の状況に応じて負担金が定められているものですから、一概に御1人幾らということではないんですが、所得等に応じて、それぞれ段階に応じた負担金をいただいているという状況でございます。

渡辺久治委員

単純に割ったんですけども、そうだと思います。

その中には食費も含まれていますか。食費とかそういうのも含まれたこの額なのかな。

宇都高齢者支援係長

食費も含まれています。

渡辺久治委員

先ほど言われたように45人が今待ってて、おおむね2年ぐらい待ってもらっている状況なんですけれども、これに関して、実際、この事業所の受入れ体制自体は間に合っているのか、それとも足りないなど思っているか、どんな感じですか、課長のお考えは。

山元介護長寿課長

ここにつきましては、この養護老人ホーム、待機者が実際に45人おられるんですけども、なかなか、申し込んですぐにお入りいただけるという状況にはございませんので、施設的にはお待ちいただいているという状況はございます。

ただ、今後、高齢者の人口というのが減少傾向にある中で、施設的にこれが十分なのかどうかというところは、私どもも考察がもう少し必要なのかなというふうには考えているところでございます。

渡辺久治委員

優先順位はどのようにして今やっておられますか。

山元介護長寿課長

この入所者の選定につきましては、入所判定委員会という委員を医師の代表、それから民生委員の代表、それから老人福祉施設の代表の3名の方で構成しているんですが、この入所判定委員会で諮っていただいて、その入所の可否等を決定していただいているところでございます。

竹原信一委員

同じページのことなんですけれども、財源、その他2,700というのがあるんですが、こ

れは中身は何ですか。

山元介護長寿課長

実施状況の6番にございます入所者負担金がこれに該当するものでございます。

竹原信一委員

そうすると、その5番の中に6番が入っているということですね。下の説明、実施状況の中に。それでいいですか。

山元介護長寿課長

事業費の中に、この財源の一部として入所者負担金が含まれているということでございます。

竹原信一委員

大体、この老人ホームのお金は、直接、施設に市から払われるお金になるんですか。

宇都高齢者支援係長

措置費につきましては、各老人ホームに支給しております。負担金につきましては、市で徴収を行っています。

竹原信一委員

大変重要なことであるんですけども、国とか県というのが一切入っていない形。そして、このルールみたいなものは、これ、国が決める、阿久根市独自で決めてやってることなんですかね。その辺を教えてください。

山元介護長寿課長

老人ホームへの入所等については、老人福祉法第11条の規定に基づきまして市町村が、入所等の環境上の理由及び経済的な理由により居宅で養護を受けることが困難な方については市町村が措置をするという形になっているところでございます。

竹原信一委員

金額の設定も阿久根市の独自でやってることだということですか。

宇都高齢者支援係長

阿久根市老人福祉法施行細則があるんですけど、その中で対象収入による階層区分という形で、収入に応じて徴収基準額を定めております。月額になります。

竹原信一委員

阿久根市のものにその文章があるのは分かりました。しかしですね、それが自治体によって違うのかという話ですよ、私が言ってるのは。独自でやっているのか、それとも国が案を出しているのか。そして、自治体によって違うとすればですよ、この老人ホームに、阿久根市の老人ホームに入るのがいいのか、ほかのほうに入るかという判断の材料にもなってくるわけじゃないですか、そこら辺は。だからこそ阿久根市独自でその額を決めているんでございますかという質問でございます。

国から1円も出してないということは阿久根市独自でいいと思うんですけども。

後で教えてください。周辺のも調べるついでがあるから後でいいですよ。

濱田洋一委員長

それでは、しばらく時間を要するかと思いますので、この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時1分～午前11時11分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

山元介護長寿課長

竹原委員からお尋ねがございました入所者の負担金の算定の根拠につきましては、確認をいたしまして後もって御報告させていただければと思います。

濱田洋一委員長

竹原議員、それでよろしいですか。

[竹原信一委員「はい」と呼ぶ]

後もっての報告ということになります。

木下孝行委員

成果説明書の53ページの地域支え合いグループポイント事業について質問をします。登録団体数は87団体、商品券交換団体が84団体ということですが、活動をしていないのですか、その3団体は。それとも、商品券を別にもらわないとかいう理由があつての差があるんですか、3件違うというのは。

山元介護長寿課長

登録をした団体は84なんですけど、この中で、実際に活動されてるかどうかというところは確認できてないんですけど、このポイントの交換を申出られた団体が84団体ということになっているところでございます。

木下孝行委員

交換の手続をしたのが84団体であれば、その残りの3団体の理由は分かっていないということですか。

山元介護長寿課長

残りの団体の活動状況についてはまだ確認していないところでございます。

木下孝行委員

とにかく高齢者福祉の活動としてすごく喜ばれているということで、ポイント給付があつてですね。できる限り団体が増えて。今、2年度3年度比較すれば2団体か3団体が毎年増えているような状況ですので良好なんだろうと思いますけれども、できるだけ、せつかく登録したのであれば、その活動までしてもらつたようなそういったお願いもしていくべきだろうと思うんですが、その辺はどうですかね。

山元介護長寿課長

委員がおっしゃるとおり高齢者の方の活動に資する取組でございますので、主管課としても、より多くの方に登録していただけるように取組を行つてまいりたいと考えております。

木下孝行委員

そういった啓発も当然ですけど、せつかく登録団体になつたのであれば活動もまたしてもらつたようにお願いをしておいてください。

川畑二美委員

成果説明の55ページなんですけど、待機者が45名で、待機期間がおおむね2年ということなんですけれども、待つてらっしゃる方々がたくさんいらっしゃいますので、早く入つていただくように何か努力していただきたいと思います。

結構お話は、施設に入れんかなあということをお聞きすることがあるものですから、よろ

しくお願いいたします。

これは要望です。

大野雅子委員

成果説明書の54ページ、食の自立支援事業です。宅食の260円、調理に315円、自己負担が370円。315円、これは最近、食品やいろいろなものが上がってきてますけれども、もう何年も変わらないんですか。それとも、今上げて315円ですか。

山元介護長寿課長

この令和4年度の際には、1食当たり、ここにございます配食260円、調理315円、自己負担370円ということで実施しているところでございます。

ここについては、業務を委託しております事業者との間で3年間の契約を結んでおりましたので、令和4年度まではこの金額で実施しているところでございます。

ただ、今委員からございましたように昨今の物価高騰等もございますので、これは4年の決算ですが、令和5年度については、若干の単価を引上げて、現在は事業を行っているところでございます。

大野雅子委員

食事というのは、本当に老人の方たちの栄養を守る。とても、自宅でいても、健康に自宅で暮らしてもらおうというのが一番いい方法だと思っています。見守りのことにもすごく役立ついい事業だと思っていますので、事業者も負担が余りないように、無理がないようにお互いにですね。そして、本人も負担が少ないように、市で見守ってほしいというのが私の要望です。

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、介護長寿課所管の事項の審査を一時中止します。皆さん次は認定第4号ですので、準備方お願いします。

〔税務課入室〕

○ 認定第4号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第4号を議題とします。

介護長寿課長の説明を求めます。

山元介護長寿課長

それでは、認定第4号について御説明申し上げます。

説明に先立ち、本市の高齢化率等について御報告いたします。

令和5年3月末時点の65歳以上の高齢者は8,048人で、高齢化率42.94%であります。

また、介護保険の被保険者数等についてであります。令和5年3月末の第1号被保険者は7,985人、要介護認定者は1,700人で、認定率は21.3%であります。

それでは初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。

59ページから63ページにかけては、介護保険給付事業の実績を記載してあります。

事業勘定の詳細等については、この後、決算に関する説明書等により御説明いたしますが、保険給付費の各費目においては、59ページの事業実施状況欄に記載のとおり、令和4年度は、主に1行目、居宅介護サービス給付費、2行目、地域密着型介護サービス給付費、

3行目、施設介護サービス給付費等が前年度より減少しており、全体では、対前年度比で9087万4727円の減となりました。

次に、64ページをお願いします。

介護予防複合プログラム業務は、介護が必要となる恐れの高い高齢者等を対象に運動教室を開催し、身体活動量の向上を目的として積極的に機能回復・向上の指導を行い、高齢者が自立した日常生活が送れるよう支援するものです。教室の終了時の評価で参加者の筋力の維持改善が見られており、要介護状態となることを予防した生活を送るための取組の推進等につながるとともに、教室終了後も地域における運動や人との交流の継続につながっているところです。

次に、66ページをお願いいたします。

高齢者元気度アップ・ポイント事業は、65歳以上の高齢者の健康づくりやボランティア活動に対して、商品券に交換できるポイントを付与することにより、健康維持や介護予防、社会参加を促進することを目的としております。閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促し、健康維持や介護予防にも資するもので、高齢者が社会活動に参加する動機づけの一助となっているところです。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和4年度の事業評価は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、D評価となっております。

次に、67ページをお願いします。

ねたきり高齢者紙おむつ給付事業は、常時紙おむつを必要とする65歳以上の要介護高齢者の紙おむつ等の購入に係る費用の助成を行うものであり、要介護高齢者の外出等のサポートや在宅での介護の負担軽減につながったと考えております。

以上で、主要事業の成果説明書に基づく説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

それでは、事業勘定の歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は18ページ、事項別明細書は21ページになります。

第1款総務費1項1目一般管理費は、会計年度任用職員等に係る人件費が主なものであります。

17節備品購入費は、介護保険訪問調査用公用車1台の購入費であります。

3項2目認定審査事務負担金は、北薩広域行政事務組合への共通経費分及び認定審査会事務事業に係る業務費分の負担金であります。

事項別明細書は22ページになります。

次に、第2款保険給付費の支出済額は、前年度比3.0%の減であります。

1項介護サービス等諸費は、要介護の認定を受けた被保険者の方に対する居宅または施設でのサービス給付費であります。

1目居宅介護サービス給付費は、要介護の認定を受け、自宅でサービスを受けた際の給付費であり、1万8141件の利用であります。中でも、福祉用具貸与の利用件数が多く、次いで通所リハビリテーションや通所介護、訪問介護等が多く利用されております。

説明書は19ページになります。

3目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等で生活するサービスの給付費であります。

5目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等

における施設サービスの給付費であり、4,147件の利用であります。

9目居宅介護サービス計画給付費は、介護サービスを受けるための基本となるケアプラン作成料で、7,173件分であります。

説明書は20ページ、事項別明細書は23ページになります。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者の方に対するサービス給付費であります。

1目介護予防サービス給付費は、要支援の認定を受け、自宅でサービスを受けた際の給付費であり、2,833件の利用であります。

7目介護予防サービス計画給付費は、介護予防ケアプランの作成に係る経費であり、2,120件の実績となっております。

説明書は21ページになります。

4項高額介護サービス等費は、世帯ごとに居宅サービスや施設サービスでかかった利用料負担の1か月分の合計額が、課税所得や市民税の課税状況等に応じて段階的に設けられた上限額を超えた場合に、超えた分に対して支給するもので、6,472件の給付となりました。

説明書は22ページ、事項別明細書は24ページになります。

7項特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税世帯の方が介護施設に入所された際の居住費・食費について、一定の限度額を超えた分について給付を行うもので、4,192件分について給付しております。

次に、第5款地域支援事業費は、被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることを目的として、自治体が実施する事業であります。

1項介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防マネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービスを提供するための費用であります。

説明書は23ページ、事項別明細書は25ページになります。

3項包括的支援事業任意事業費は、地域包括支援センターの実施する事業や家族介護支援事業などに要する費用であります。

説明書は24ページ、事項別明細書は26ページになります。

5目在宅医療介護連携推進事業費は、出水市及び長島町と共同で公益社団法人出水郡医師会に事業委託を行っているもので、出水地域在宅医療介護連携推進協議会を設置し、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、連携体制づくりに取り組んでいるものであります。

6目生活支援体制整備事業費は、阿久根市社会福祉協議会に業務委託するなどして、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの担い手育成、サービスの開発等の事業を実施しているものであります。

事項別明細書は27ページに入り、7目認知症総合支援事業費は、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための費用であります。

説明書は25ページに入り、第6款基金積立金1項1目介護保険基金積立金は、基金利子分と繰越金の残額分を積立てたものであり、令和4年度末の基金残高は、前年度末より4393万6777円増の1億8505万140円であります。

第8款諸支出金1項2目償還金は、令和3年度に係る介護保険給付費等の精算に伴う国

・県への精算返納金であります。

事項別明細書は28ページになります。

3項1目他会計繰出金は、同じく令和3年度に係る介護保険給付費等の精算に伴う一般会計への精算返納金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

介護保険制度における各種介護サービス費用は、原則としてサービス利用者の1割から3割の利用者負担分を除いた額の50%が公費で賄われ、残りの額を保険料として負担することとなっております。

それでは、説明書は15ページ、事項別明細書は17ページをお願いいたします。

第1款保険料1項1目第1号被保険者保険料については、収入率98.7%で、対前年度比で増減なしとなりました。

次に、第3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、居宅給付費が20%、施設等給付費が15%の負担割合による額になります。

2項国庫補助金1目調整交付金は、国の調整交付金割合は、保険給付費の原則5%であります。阿久根市は、後期高齢者の加入割合や低所得者の割合が高いことなどから、令和4年度は11.01%の割合で交付されました。

説明書は16ページ、事項別明細書は、18ページになります。

第4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、保険給付費の27%分、2目地域支援事業費支援交付金は、地域支援事業費の対象経費の27%分であります。

第5款県支出金1項1目介護給付費負担金は、居宅給付費が12.5%、施設等給付費が17.5%の負担割合による負担金であります。

3項1目及び2目の地域支援事業交付金は、介護予防日常生活支援総合事業及び包括的支援事業任意事業のそれぞれの対象経費の12.5%分と19.25%分の県補助金であります。

事項別明細書は、19ページに入り、第7款繰入金1項一般会計繰入金の収入済額は、前年度比0.6%の減となりました。

説明書は17ページに入り、5目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料軽減措置の保険料減額分を国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担したものであります。

以上で事業勘定を終わり、次に介護サービス事業勘定について御説明いたします。

介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの業務に係る経費であり、要支援1及び2に認定された方のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

それでは、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は28ページ、事項別明細書は30ページになります。

第1款総務費1項1目一般管理費は、地域包括支援センターのケアマネジャー4人分の人件費が主なものであります。

第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費は、ケアプラン作成業務と地域包括支援センター電算システムの保守点検業務に係る委託料であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

説明書は27ページ、事項別明細書は29ページになります。

第1款介護サービス収入は、ケアプラン作成に係る収入であり、1項1目介護予防サービス計画費収入分が2,096件、2項1目介護予防ケアマネジメント費収入分が930件になります。

以上で認定第4号についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹之内和満委員

主要事業の成果説明書の67ページ、寝たきり高齢者紙おむつ給付事業についてお伺いたします。事業名は寝たきりということなのですが、下のほうを見ますと要介護3以上または要介護2で重度認知症の高齢者となっているんですが、寝たきりとは関係なく支給されるのでしょうか。

山元介護長寿課長

認知症等で紙おむつが必要な方等もおられますので、ここにございます介護3以上または要介護2で重度認知症の方であれば、対象となっているところでございます。

竹之内和満委員

紙おむつだけなんですか。例えばリハビリパンツとかそういうのも対象になるんですか。

山元介護長寿課長

紙おむつだけではなくて、そういう紙おむつ外にも必要な清拭マットとか、そういったものも対象になっているところでございます。

竹之内和満委員

これは、令和5年度までと書いてありました。恐らく国・県の補助金がなくなるのでしょうかね。その後、支給要件をどうするか近隣市町村を見て決めるというふうに書いてありますが、どのような予定なんでしょうか。

山元介護長寿課長

現状と課題にございますように、現在、地域支援事業を活用して実施しているんですが、この交付措置が、激変緩和措置ということで令和5年度まで適用されているところでございますけれども、令和6年度以降はこの交付措置がなくなるというところでございます。

成果説明書の財源内訳のところを見ていただきますと、国・県、その他のところが市からの繰入金なんですが、これが地域支援事業の交付金で入っているところなんですが、ここが令和6年度以降は交付の対象外となりますことから、この事業の在り方について、他市の状況等も把握しながら検討する必要があると所管課としては考えているところでございます。

竹之内和満委員

補助がなくなるということは一般財源だけになってしまいますけどね。やめる可能性もあるのでしょうか、この事業は。

山元介護長寿課長

この紙おむつ給付事業は、主管課といたしましては在宅で介護が必要な方の紙おむつ等が必要な方に対する事業として大変必要な事業ではないかと考えているところでございます。ただ一方では、今申しましたような財源の部分というのが一つの課題でありますことから、事業の在り方については、今後検討していきたいと考えているところでございます。

竹之内和満委員

紙おむつをこの事業で非常によかったという人はよく聞きますので、ぜひ続けて、継続していただきたいという要望です。

川畑二美委員

成果説明の66ページ、高齢者元気度アップポイント事業。結構、高齢者の方々には喜ばれていらっしゃるんですけど、ポイント手帳交付が1,264人。商品券交換者が984人。交換されなかったということでしょうか。

山元介護長寿課長

ここにつきましては、委員がおっしゃるとおり手帳を交付した方は1,264人なんですが、実際にポイントと交換された方がここにございます984人ということでございます。

川畑二美委員

984名の方々は、どこで交換していいのかというのを御存じなかったということはないでしょうか。いや、1,264人の中で984人の方は交換されて、その残った人たちは交付してないということですので、どこのお店で交換していいのかなというそれも一緒に、ポイントの手帳のときにお知らせしていますでしょうか。

山元介護長寿課長

この商品券の交換というのは、この事業は阿久根社会福祉協議会に委託をして実施をしているんですが、最初、手帳を登録をしていただいたとき、最初、手帳を申請をいただいたら、手帳をその方に交付をいたします。その方がいろんな、ここにありますような活動をされたときに、その活動に応じてポイントをずっと獲得していかれることになるんですが、最終的にはその方が蓄えられたポイントをこの手帳の交付を受けた社会福祉協議会に持っていくことで、社会福祉協議会で商品券にポイントに応じて交換するものでございまして、ここで言う交換というのは、ポイントを商品券に交換された方が980人ということでございます。

川畑二美委員

私もそれ、知っておりまして、阿久根市のどちらでも商品券は使える形でしょうか。

宇都高齢者支援係長

このポイントの引換えにつきましては、阿久根市共通商品券の取扱加盟店の一覧がありまして、その中で、各商店が登録してあるんですけど、そこで使えるようになっております。

濱田洋一委員長

よかったですか。

〔川畑二美委員「はい、よろしいです」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第4号について、審査を一時中止します。

〔介護長寿課及び税務課退室〕

〔市民環境課入室〕

次に、認定第1号中、市民環境課所管の事項について、審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

平田市民環境課長

認定第1号中、市民環境課、三笠支所及び大川出張所の所管する事項について説明します。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書15ページをお開きください。

2款3項1目個人番号カード、すなわちマイナンバーカード交付事業についてですが、令和5年3月末で延べ1万4450名にカードを交付し、交付率は74.82%であり、全国平均67.02%、県平均72.81%を上回っております。これは、マイナポイント第2弾、最大で2万ポイント付与事業による効果や月2回の出張夜間受付などの取組によるものと考えます。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の40ページから41ページに記載されており、令和4年度の事業評価は、ただいま説明した理由からAとなっております。

次に、16ページを御覧ください。

同じく2款3項1目、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付コンビニ交付についてですが、この事業は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書等を全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末、マルチコピー機から取得できるサービスです。サービスを開始した令和4年度は823件の利用があり、利用時間が6時30分から23時まで、土日祝日も利用できることから、市民の利便性、市民サービスの向上につながっているものと考えております。

次に17ページを御覧ください。

4款1項4目小型合併処理浄化槽設置整備事業については、5人槽109基、7人槽10基、10人槽2基で合計121基を整備しております。この結果、汚水処理人口普及率は64.17%となり、前年度から2.73%上昇しました。令和3年度に補助制度の見直し、単独処理浄化槽あるいはくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する際の補助を手厚くしたことにより、令和4年度も着実に実績を伸ばすことができました。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の26ページから27ページに記載されており、令和4年度の事業評価は、ただいま説明した理由からAとなっております。

次に、18ページを御覧ください。

4款2項2目塵芥処理事業については、家庭からの可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集運搬及び処理業務を行っております。この事業は、家庭系一般収集運搬業務委託や資源ごみ中間処理業務委託などが主な事業であります。家庭系一般廃棄物収集運搬業務の令和4年度実績は、可燃ごみ3,118トン、不燃ごみ243トン、資源ごみ548トンを収集運搬しており、年々ごみの減量が図られておりますが、出されたごみを確認すると、分別がなされていないものが多数存在しております。ごみ減量化には、さらにきちんとした分別に取り組むことが必要で、啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、19ページを御覧ください。

同費目である4款2項2目生ごみ堆肥化事業については、令和4年度から尾崎区も加わり、市内64区で実施しており、令和4年度収集実績は、家庭系生ごみ396トン、事業系生ごみ672トンであります。この生ごみ堆肥化事業の成果は顕著で、事業実施以前の平成25年度と可燃ごみ量を比較すると20%が削減され、量にして1,418トンのごみの減量化が図られております。

次に、20ページを御覧ください。

さらに同費目である4款2項2目一般廃棄物処理費負担軽減対策事業、指定ごみ袋無料配布事業についてですが、この事業は、コロナ渦などによる物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担軽減を図るとともに、ごみ分別の意識向上を図ることを目的に取り組んだものであり、市内全世帯に1世帯当たり可燃ごみ用指定袋の大を30枚、その他プラスチ

ック用指定袋10枚を引換券により無料で配布するという事業で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施しました。市内の約86%の世帯が活用し、配布ごみ袋は可燃ごみを指定袋の大25万4670枚、その他プラスチック用指定袋8万4330枚となりました。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書は36ページ、事項別明細書は18ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費9目支所及び出張所費ですが、主なものは、1節報酬及び3節職員手当等、4節共済費であり、これは会計年度任用職員2名分の人件費であります。

次に、説明書は37ページ、明細書は19ページを御覧ください。

2款1項15目諸費の10節需用費は、自衛官募集広報用懸垂幕やのぼり旗作成のほか広報費用及び事務用品の購入費用であり、18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県防衛協会の会費です。

次に、説明書は39ページから40ページにかけて、明細書は21ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、12節委託料は、戸籍情報システム改修業務ほか3件です。

17節備品購入費は、戸籍事務内連携のための機能の整備のため、指静脈認証装置9台とA3スキャナ1台を購入いたしました。

18節負担金、補助及び交付金の主なものは、証明書等自動交付サービスにおける地方公共団体情報システム機構への運営負担金であります。

22節償還金、利子及び割引料は、令和3年度マイナンバー交付事業費補助金の返還金であります。

次に、説明書は44ページ、明細書は26ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費4目国民年金費は、国民年金法及び政令の規定に基づく法定受託事務とそれ以外の協力連携事務を行うものであり、人件費が主なものであります。

次に、説明書は50ページ、明細書は30ページから31ページにかけて御覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費は、18節負担金、補助及び交付金が主なものであり、大湊川簡易水道組合の送水管・配水管修繕等工事及び弓木野水道組合の水源地整備工事への補助並びに小型合併処理浄化槽設置121基の設置補助ほか1件であります。

次に5目公害対策費ですが、12節委託料、市内19河川27箇所で行った河川等水質検査業務等ほか1件であります。

7目葬祭場管理費ですが、主なものは、12節委託料、葬斎場管理業務及び葬斎場LED照明設備改修工事設計業務であります。

17節備品購入費は、葬斎場で使用する背負式刈払機1機とプリンター1台を購入しました。

4款2項清掃費1目清掃総務費の主なものは、18節負担金、補助及び交付金であり、有価物売却利益の30%以内の予算の範囲内で、各自治体に交付した循環型社会形成推進助成金及び地域色づくり事業の施設整備事業として実施したごみステーションの整備に対する補助金であります。

次に、2目塵芥処理費ですが、7節報償費は、市内108か所のリサイクルステーションにおける環境美化推進員118名に対する分別立会指導等謝金であります。

10節需用費の主なものは、指定ごみ袋8種類の購入費と、主要事業成果説明書で説明いたしました阿久根市指定ごみ袋無料配布事業の取組により購入したごみ袋購入費であります。なお、阿久根市指定ごみ袋無料配布事業の取組により、通常の指定ごみ袋の購入費は、令和3年度より286万2969円の減額となっております。

12節委託料は、説明書の51ページに記載しております古着・古布再商品化業務ほか8件の委託料であります。

17節備品購入費は、海岸清掃作業時に使用するチェンソー1台とチェンソー使用時に着用する防護ズボン、チャプスをそれぞれ1着。熱中症対策として、作業員が着用するファンベスト2着を購入しました。

18節負担金、補助及び交付金は、北薩広域行政事務組合への塵芥処理費とリサイクル処理費の負担金であります。

3目し尿処理費は、北薩広域行政事務組合へのし尿処理負担金であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入について御説明いたします。

なお、歳入については、決算に関する説明書で御説明いたします。

10ページにお戻りください。

13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料1節保健衛生使用料の主なものは、葬斎場使用料であります。

次に、12ページを御覧ください。

2項手数料1目総務手数料3節戸籍住民基本台帳手数料は、市民環境課及び三笠支所並びに大川出張所分であり、3目衛生手数料のうち主なものは、2節清掃手数料の指定ごみ袋販売代金であります。

次に14ページを御覧ください。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金のうち当課所管分は、個人番号カード交付事業費ほか1件であります。

次に15ページを御覧ください。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生補助金のうち当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費であり、121基の補助であります。

次に16ページを御覧ください。

3項委託金1目総務委託金1節総務管理費委託金は、自衛官募集事務であり、2節戸籍住民基本台帳費委託金は、外国人登録に基づく在留外国人の公正な管理に資することを目的とした中長期在留者居住地届出等事務費であります。

2目民生費委託金1節社会福祉委託金は、国民年金事務費であります。

次に、17ページから18ページにかけて御覧ください。

15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費ほか1件であります。

次に、20ページを御覧ください。

項委託金1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態調査事務費と市町村権限移譲交付金である旅券事務費であります。

次に3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金のうち当課所管分は、浄化槽法に関する事務のほか3件の市町村権限移譲交付金であります。

次に、23ページを御覧ください。

16款財産収入2項財産売払収入2目物品売払収入1節物品売払収入のうち当課所管分は、公用車の軽自動車1台の売払い代であります。

次に、26ページから27ページを御覧ください。

20款諸収入5項4目20節雑入のうち当課及び三笠支所、大川出張所管分は、それぞれのコピー使用料のほか、資源ごみ有価物売払い代が主なものであります。

次に30ページを御覧ください。

21款市債1項3目衛生債1節保健衛生債は、小型合併処理浄化槽設置整備事業債、生ごみ堆肥化事業債、葬斎場超寿命化改修事業債は、それぞれの事業への充当財源であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたけれども、皆さん、委員の方々にですが、質疑はありますよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑は午後からしたいと思います。

午前中の審査を一時中止し、休憩いたします。

(休憩 午後0時3分～午後1時4分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

午前中、平田課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

事項別明細書の21ページ、3項1目17節備品購入で何を買ったか言葉がよく聞こえてなかった。課で装置か何か2種類ぐらい買ったような説明だったけれども、もう1回説明をお願いします。

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

備品購入ということです。戸籍事務に関しまして指認証システム。指認証、生態認証が必要になります。指認証システムが9件ですね。それからA3のスキナーを購入いたしました。

竹原信一委員

指認証システムというのと、その指を当てれば読み取るという個人を特定するやつなんですね。それを何台。システムというか装置を何台買ったんですか。

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

戸籍の端末の数だけ9台購入いたしました。

竹原信一委員

使い方がぴんとこないんですけれども。例えば窓口に来るわけでしょう。そして、指当てて確認する。どうして9台もいるの。

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

戸籍の端末ごとに購入いたしました。

窓口にいっちゃいまして、この指認証システムに関しましては、生態認証ですね、今

度広域に交付が始まります、戸籍の広域交付ですね。それにかかる費用になります。

全国のサーバーに情報照会をしますので、それに対して、庁内だけの認証ではなくて、生態認証、いわゆる二重ですね。パスワードのほかに今度は生態認証ということで二重の認証システムを使って国のほうの副本のサーバーにアクセスが必要になるということで、このシステムを購入しております。

端末ごととといいますのが、結局、端末が1台だけだと、そこに対して今度は、今言いました、いわゆる個人の認証のために、端末の認証、それから個人の認証という形になりますので、その都度その都度、今度はシステムをログオフしてまたという形になってまいりますものですから、窓口でロスが発生するというので、各端末ごとにこのシステムを導入させていただきました。

竹原信一委員

どうもぴんとこないんですよ。指紋でしょ。

〔中園市民環境課長補佐兼住民年金係長「そうです、指紋です」と呼ぶ〕

その指紋認証をする場面というのは窓口でしょう。窓口にそんな9台とかは必要ないわけじゃないですか。

濱田洋一委員長

竹原委員、その認証端末の市民の方が来られて、その流れについて聞きたいということじゃないですか。

それで、お客様ごとに、9台ある中でそんなには必要ないんじゃないかというようなことですか。

〔竹原信一委員「向こうに聞いてますから」と呼ぶ〕

それで、流れを説明していただければいいんじゃないですかね。

〔「もう少し分かりやすく」と呼ぶ者あり〕

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

端末ごとということ、市民環境課の窓口には3台ございます。戸籍の端末が市民環境課の窓口には3台あります。それから、今度はバックヤードのほうに3台ございます。これで6台です。それから、出張所及び支所に各1台、これで8台です。あと1台、今、情報管理係に予備として1台持っております。合計9台導入させていただきました。

竹原信一委員

バックヤードに必要な理由を教えてください。

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

バックヤードに関しましては、今度は、この証明を発行するのみではなく、今度は、今度のこのシステムが変わることによりまして、戸籍の届書ですね、届書。窓口で受け取ります紙の届書。これにつきましては、今度は、購入しましたA3のスキナーでそれぞれ全部スキャンしまして、国のサーバーに送るようになっております。そのために、窓口だけのこの指認証のシステムではなくて、今度はバックヤードで、今度は直接事務をする、届書をスキャンするためのものとして、今度はその認証が必要になりますので、バックヤードのほうの端末にも必要だということです。

竹原信一委員

すいませんね、まだよく分かってなくて。

指認証システムは、その窓口に来た住民の指紋をじゃなくて、窓口の職員が自己を証明

するとか、そういう形のをやるんですよ。

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

委員のおっしゃるとおりでございます。職員が使うものです。

竹原信一委員

しばしばほら、パソコンに付いてるじゃん。指認証システムというのは、スマホでも、こういう感じですね、では。スマホでロックを解除するのに、指をぴっとすると使えるようになる、そういう意味ですね。

そしたら、大した話じゃないんだけどな。

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

おっしゃるような仕組みではあります。

川畑二美委員

成果説明の15ページ、交付率が74.82%で、これに合わせて715万9000円が国から来た金額でしょうか。それが1点目。

濱田洋一委員長

1問1答で、もう一度よろしいですか。

成果説明書何ページのどこ。

川畑二美委員

15ページの、交付率74.82%、国からの715万9000円が財源のほうに入ってますけど、これは国から来てる補助金でしょうかということです。

濱田洋一委員長

15ページは個人番号カード交付事業のところですね。このどのところですか。

川畑二美委員

交付率74.82%って、3番目、マイナンバーカードの真ん中、事業実施状況の3番目です。

平田市民環境課長

先ほどおっしゃいました個人番号交付事業に対する事務経費として国から交付された金額になっております。

〔川畑二美委員「関連して」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

川畑委員、挙手をして、指名を受けてからお願いします。

川畑二美委員

一つお聞きしたいんですけど、個人カードを持っておいて、個人カードをキャンセルと言った場合はできるという話は聞いたんですけど、その場合はもう、また交付率が変わってきますよね。

平田市民環境課長

今の質問は、個人番号カードを返却するということができるということでしたけれども、それについては個人の任意で返却することもできます。ただし、理由いかんによっては、再度申請をして交付しようとする際には、個人負担がかかることになっております。

川畑二美委員

個人負担というと金額的なものでしょうか。

平田市民環境課長

はい、そうです。1件当たり1,000円かかるようになります。

初めての申請に関しては無料で実施されております。

白石純一委員

成果説明書の16ページ、コンビニ交付ですけれども、コンビニで発行する場合の手数料と同じ書類を発行してもらい、窓口でもらうときの手数料を教えてください。

平田市民環境課長

コンビニで交付する際も窓口で交付する際も同じく200円になっております。

白石純一委員

コンビニで交付したことに対して、市はコンビニ事業者に幾ら手数料をお支払いされるんですか。

平田市民環境課長

117円を支払委託手数料として支払っております。

白石純一委員

その手数料を払って、しかし払うことで、コンビニで取得してもらうほうが窓口の受付の減少、そしてその分の人件費や手間の削減になるというメリットがあると思うんですけれども、それを加味した場合、現在、コンビニで行っていることでの市での費用負担は、全体として軽減されているかどうかは分析されていますか。

平田市民環境課長

窓口での事務軽減につきましては、確かに、それ相応の部分はあるかと思えます。ただ、使用料につきましては、委託手数料を払う関係上、若干の減少はありますけれども、市に73円という手数料収入がありますので、200円から83円引いた手数料は入ってくるので、若干の減少はあるかと思えますけれども、総体的には、例年と変わらない手数料収入が決算として上がっております。

白石純一委員

収入は同じであって、窓口の負担は軽くなるわけですから、人件費を考慮すると市にとってプラスになるということでしょうか。

今、市への収入はほぼ変わらないということでしたが、窓口の来客が減ることによって人件費は削減できると思うんですが、その辺りはいかがですか。

平田市民環境課長

窓口での人件費につきましては、確かに業務量は若干減ってはおりますけれども、住民票の交付であったり、印鑑登録証の交付であったりという限定されたものになります。戸籍の届書、そして戸籍の発行手数料、また、それに付随した死亡届に関する窓口業務とか多々ありますので、業務に対してそれほどの差異はないと考えております。

白石純一委員

それでは住民の方へのサービスが主であり、市役所の経費削減にはつながっていないということよろしいですか。

平田市民環境課長

今のところは、大きな差はないと考えております。

白石純一委員

このコンビニの住民票等の発行に対して、これは極端な例なんですけれども、熊本市は10円で市民に発行されています。それは、もう極力コンビニでとってくださいということを進めるための思い切った値下げになります。それによって、窓口の負担が減っていくと

いうこと、あるいはDXを、将来のDXのためのオンライン化ということにもつながってくるのだと思うんですけども。10円というのはあまりにも極端だと思うんですけども、窓口よりもコンビニのほうを安くするという自治体もほかにもあるのではないかとと思うんですが、その辺りの検討はされましたでしょうか。

平田市民環境課長

熊本市で、10円でコンビニ交付をしているという事実は私たちも承知しているところです。ただ、料金設定の際にですね、コンビニ手数料を含めた形で市民窓口と同じ200円にしたということは、市の収入としてもこの手数料は財源の一部になりますので、掛かるべき費用は負担していただくということで、200円にさせていただきました。

〔白石純一委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

竹原信一委員

誠に申し訳ありません、先ほどの件ですけれども。9台。スマホのアンロック並みのレベルの指紋認証に86万7000円。この説明がちょっと。どうも正当性を感じないんですけど、どうしてもこれが必要だという理由を教えてください。

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

指紋認証と言いましたけれども、静脈認証ということで、よりセキュリティーの強い認証のシステムを使わせてもらっています。

費用ということと、あと、また、これの管理システムも実は入っておりまして、その管理システムも含めまして9台9式と、A3のスキャナーとで備品の購入ということになっています。

竹原信一委員

静脈認証までしなきゃいけない理由があるのかな。

平田市民環境課長

その件につきましては、静脈認証をすることによって、国の法務省のセンターのほうに、誰がいつどういう情報を入手したということが、一目、向こうに記録されるようになっておりまして、そういったことも含めた認証システムを利用するというようになっております。

竹原信一委員

ということは、これは国がこれを使いなさいという指導、国からの指導によるものなんですか。

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

国がこれを使いなさいという指示をしたものではないです。戸籍のシステム保守をしていただいていますベンダーから購入したんですけども、そちらと相談させていただいて、この提案をいただいて、そのシステムを購入いたしました。

竹原信一委員

先ほど、誰がアクセスしたかを国のほうで確認するという説明をしたじゃないですか。国が指導しないでそういうことというのは話がつながらないですか、今のは。国のほうで、誰がこれにアクセスしたかを知る状況をつくる。しかも、これは国が指導したことではないというのは話が通じないと思いますけれども。

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

これに関しまして、国がどういう機種を入れなさいという機種を定めたものではないで

すけれども、こういう機能を持っているものを導入してくださいという一定の基準がございますので、その基準に沿ったものということでもありますので、例えば、委員のおっしゃっていますスマホなどでできるようなものでいいんじゃないか、簡易的なものでいいんじゃないかというようなことでは、ちょっとないかなと思います。

竹原信一委員

そうすると、環境として、誰がアクセスしたかを国が常に把握できる状況を作れというのが国の命令なんですね。そして、そのスペックのあるものの種類の中から、阿久根市は選んで購入したと、こういうことなんでしょうか。

中園市民環境課長補佐兼住民年金係長

はい、委員のおっしゃるとおりで結構かと思います。

渡辺久治委員

成果説明書の19ページ、生ごみ堆肥化事業。目的のところに、生成された堆肥は無料で希望する市民に配布するとなっておりますが、この堆肥は余らないんですか。全部配ってしまうの。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

現在、市役所、脇本支所、西目集会施設、旧大川中に堆肥を無料で置いております。今、堆肥が余らないのかということがあったんですけども、生成された分が余る状況にあるものですから、各市の関係部署に置いて配布をして、少しでも余るやつを少なくするために置いているところです。

渡辺久治委員

もし余ったりした場合は廃棄するんですか。そこら辺を聞きたいです。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

一応、できた堆肥のうち、ふるいにかけて目の粗いやつとかは廃棄をして広域のごみ焼却場に持っていっています。極力余らないようにして、少しずつはたまっていくんですけども、そのたまる量を、少しでも少なくなるように今頑張っているところです。

渡辺久治委員

出来た堆肥はどれくらいもらってもらっていますか、何%ぐらい。

平田市民環境課長

生ごみの収集量の半分程度の堆肥が出来まして、そのうちの3割から3割5分ぐらいの提供をしているところです。

渡辺久治委員

あと、現状と課題のところに96%と、ほとんど実施してるんですけども、実質は50%というふうに書いてありますよね。実質これだけ効率が上がってるというか、生ごみにしているのがですね。この50%というのはどんなふうにして分かったんですか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

区でいえば77区のうち64区。その人口を推計したときに今ある96%。50%といのは、そのうち、96%の人口が全員生ごみ堆肥のバケツに入れてもらっているかということ、量からいくとそこまではないものですから、大体半分の人が協力されているということで、おおよそ50%ということにしております。

渡辺久治委員

この50%を上げるのが難しいと思うんですけども、これは、実際50%というのは大体

50%と思っているんですか。実際、アンケートとかしているのかなと思って、その辺を教えてください。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

アンケートはとっていないんですけれども、収集量を見たところで大体の推測です。

渡辺久治委員

この50%をなるべく上がるように努力をお願いします。要望です。

牟田学委員

今の生ごみの件で、さきに、生ごみの堆肥をペレットにすればどうかという話もあったんですけれども、そこ辺りの検討はされていますか。

平田市民環境課長

これまでも、議会の中でそういった要望があったことは承知しております。今現在、それもペレット化ということも含めて、水産林務課、農政課また私たちと協力して協議を重ねているところなんですけれども、今の生ごみが特に臭いがひどいということで、臭いを消す、消臭を1番最初に取りかかるべきじゃないかということで、今、消臭について実証、検証をしているところです。一部の団体が実証検査をしたところ、ほとんど臭いが取れるという検証結果をいただいているんですけれども、それについては費用がかかるので、今後こういった形で実施していくか、今後協議しなければいけないと思っているところです。

牟田学委員

ペレット化にすればですね、やはり農家の方も使いやすいし、一般市民の方も使いやすいと思うんですよね。そこ辺りをまた今後検討して、できるようであれば事業化を進めていけばどうなのかなあと思いますのでよろしくをお願いします。

高崎良二委員

主要成果説明書の17ページの合併浄化槽についてなんですが、これは今改築だけの補助になってるんですかね。今年から新築も補助が入ってくるんですかね。設置に当たって。

平田市民環境課長

令和3年度から制度の見直しをしまして、今、くみ取り槽と単独浄化槽から合併浄化槽への転換の補助をやっております。令和5年度につきましては、子育て世代への支援としまして、新築について補助を実施しているところです。

高崎良二委員

新築にも令和5年度から補助を出すということなんですが、この補助率というのは、改築も新築も変わらないんですかね。

平田市民環境課長

先ほど申しあげました新築というのは、子育て世代に限ってということで、子供がいる方について、今子供を養育している方を対象にした補助でありまして、一律20万円ということになっております。

あと、単独くみ取り槽からの転換につきましては、補助金額が5人槽、7人槽、10人槽と単価が違いますので、それに応じて65万円、73万円、86万円という形になっております。

高崎良二委員

一律20万円と65万円とか、何でこの差額が出てくるのかな。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

5人槽、7人槽、10人槽では設置の費用が高くなるものですから、補助金に差をつけて

いるところですよ。

高崎良二委員

いやいや、ですから、子育て世代に対しての新築の20万円ですよ。それに対して5人槽は65万円とかそういった額の差が出ていますよね。出ないですか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

新築の場合は、5人槽であっても7人槽であっても20万円です。子育て世代に限ってです。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後1時34分～午後1時37分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

今、高崎委員の質問で休憩しましたので、簡潔に答弁をお願いします。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

令和3年度に補助金の改定をしまして、令和2年度まで新築に対して33万2000円の助成をしていたのですが、令和3年度で補助金改正、見直しをした結果、新築は、もう合併処理浄化槽を設置するのが義務づけられていることから助成をなくしたということです。それで、転換に対しては、令和3～4年度、33万2000円を65万円に補助率をアップして実施したところです。それが、令和5年度はそのつもりでいく予定だったんですけども、ただ子育て世代に手厚くするという方向性が示されたことから、子育てをする世代に対しては新築に対して20万円の助成をするということです。

高崎良二委員

分かりました。

あとですね、子育て世代もなんですけど、移住定住を考えている方が、もしこっちで新築、家を建てて定住したいといった場合は、もうこういった補助は対象にならないということですよ。

平田市民環境課長

もちろん、子育て世代というかこ子供がいらっしゃる世代の方が移住定住された場合は、新築される場合には補助金は出ますけれども、移住定住の場合は、例えば、中古住宅、そこがくみ取り槽であったりとかそういうのであったら、合併浄化槽への転換を図るということであったら補助金は出るようになるかと思えます。

高崎良二委員

分かりました。

あと教えてもらいたいのは、この中に宅内配管工事費というのと市内業者施工というのがあるんですが、これはどういうことですか。

平田市民環境課長

宅内配管工事といいますのは、補助は一律15万円を出しております。これについては、単独槽の場合も配管をやり直す必要がありますし、もちろんくみ取り槽のときには新たに

配管をつくる必要があるので、配管工事として宅内配管の費用を15万円補助しております。

あと、市内業者に施工をお願いしているところと市外業者に施工をお願いしているところとの差をつけるというか、市内業者を優先に利用していただきたいという観点から、市内業者の場合には10万円加算して補助を出しております。

川畑二美委員

今の関連でですね、現状と課題のところ、令和4年度は102件の未受検数があり、今後の課題になってますという形ですけど、どのように課題は解決していこうと思っておりますか。

平田市民環境課長

成果説明書の中の未受検といいますのは、浄化槽法第1条による検査ということなんですけれども、これは通常の浄化槽業者がする検査ではなくて、県が回ってくる定期検査と言われるものです。この検査の未受検者というか、検査を拒否するという方が102件あります。県からその報告を受けられますと、再検査ということで市役所に報告が参りますので、私たちで、文書で何回も督促というか受検をしていただくようお願いをしているんですけども、それにすぐ対応してくださる方もいらっしゃいますけれども、なかなかしてくださらぬ方もいらっしゃるんですけども、これは国の浄化槽法で決まっているので定期健診をしていただきたいという思いは私たちはあるんですけども、今後それをしていただくように周知、広報に努めてまいりたいと思っております。

川畑二美委員

結構ですね、お値段が高いということを知っているものから、その点で何かまた、次のときに考えていただけたら。料金が高いというお話を聞いたりするものから。要望です。

濱田洋一委員長

定期検査の受検料といいますか、検査費用が高いから、なんですか。

川畑二美委員

高いので、何か、来年度はまたそれを少しでも補助できる形でしていただけたらという要望です。

濱田洋一委員長

検査費用に対する補助を出してほしいという要望ですね。

大田基次委員

今の17ページの件についてなんですが、県に、もし、ものを言える状態であれば、古い順に順番に調べるように伝えてくれませんか。恐らく、そうは絶対なってません。言う意味が分かりますか。県の検査です、浄化槽の県の検査が順番にはなっていないんですよ。彼らに電話をすれば、古い順に調べるというんだけど、絶対そうはなってません。何件か家を持つてた人だったら必ず分かります。だからそれを、できる限り不公平のないように、順番に調べるように言ってください。

それから、この102件の未受検数があるというのはですね、これは多分、自分の敷地に入るなといえれば彼らは検査できないんですよ。それ御存じですよ。だからそういう形で断ってる人たちもいらっしゃいます。

だからできる限り順番に、公平になるように検査していくように伝えていただけたらありがたいと思います。

濱田洋一委員長

ただいまの御意見は、大田委員の要望ということでよろしいですね。

〔大田基次委員「はい」と呼ぶ〕

牟田学委員

今の大田委員の話に関連ですけれども、私が聞いたときには、新築をした場合に、県からの浄化槽についてですよ。補助金があるから、補助金を阿久根市がもらっているから県の浄化槽の検査を受けないといけないという話を聞いたんですよ。今、先ほど、県からは補助金がないと、新築についてはないということでしたから、県から検査は来るんですけれども、阿久根市の事業者は業者に頼んでいます。同じことをやるんですよ、検査項目も。それで、1回聞いたことがあったんですけど、そのときには、阿久根市が県から補助金をもらってるから、県の検査も受けないといけないという話でしたけれども、先ほど県から補助金が来ないということを言われたので、そこ辺りはですね、はっきりしていかないと、同じことを2度も3度も検査することになるんですよ。

私たちは、阿久根の事業者に頼んでいるわけで、どうもそこ辺りが納得がいかないんですけど、そこ辺りはどうですか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

今の件ですが、今、市内の業者に頼んでいるということをおっしゃいましたが、それは車で言えば通常管理なんです。車でいえば1年に1回しますよね、車検とは別で、1年1回するやつです。それで、今いう法定検査というのは、車でいう車検のことなんです。

だから、皆さんが今言われた市内の業者に管理委託をしているから、毎月しているから、もう2年に1回ぐらいの法定検査を受けなくても十分だというので断られる方が多いというんですけれども、同じことをするんですけれども、法律で決まっているものですから。法定検査です。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

〔牟田学委員「いいです。どうも納得いかないけど」と呼ぶ〕

〔発言する者あり〕

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、市民環境課所管の事項の審査を一時中止します。

〔市民環境課退室〕

福祉課の入室をお願いします。

〔福祉課入室〕

濱田洋一委員長

次に、認定第1号中、福祉課所管の事項について、審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

尻無濱福祉課長

認定第1号中、福祉課の所管する事項について説明します。

主要事業の成果説明書、21ページをお開きください。

第3款民生費1項2目心身障がい者福祉費の障がい者自立支援介護給付事業は、自宅や施設通所において、日常生活における介護支援を行う事業であり、事業実施状況欄の記載

の居宅介護事業など6事業について実施しました。

次に、22ページの障がい者自立支援訓練等給付事業は、身体機能の向上や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業であり、自立訓練をはじめ4事業を実施しており、成果につきましては事業の成果欄のとおりです。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の22ページに記載されており、令和4年度の事業評価につきましては、令和4年度の実績が目標値を下回っていることからD評価となっています。

次に、25ページになりますが、障がい児通所支援事業は、障がいを持つ未就学児や就学中の児童を対象に、集団生活への適応訓練等を支援するものであり、療育等の支援を行い、発達支援の充実が図られました。事業実績につきましては、事業実施状況欄のとおりであり、まちづくりビジョンの取組状況の23ページの障害者福祉の充実①にも記載しているところです。

次に、26ページの子ども発達支援センターこじか管理事業は、児童発達支援センターこじかの運営について、社会福祉法人青陵会を指定管理者とし、実施しているものであります。同センターでは、早期の療育が必要な未就学児を対象にして、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、支援が必要な児童を対象に保育所等を訪問しての集団生活への適応のための支援及びサービス利用に当たっての連絡調整や支援利用の計画作成事業を行っています。

次に、28ページの障がい者自立支援医療費等事業は、身体障害者等で通院による治療を継続的に必要とする方を対象に医療費の本人負担額が原則1割となる事業であり、給付実績につきましては事業実施状況欄のとおりです。

次に、29ページの地域生活支援事業は、障がい者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じ、相談支援事業や地域活動支援センター事業など9事業を実施し、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営み、地域で安心して暮らすことのできる環境づくりが図られました。また、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の23ページの障害者福祉の充実②にも記載しているところです。

次に、30ページの出生祝い商品券支給事業は、子供の出生を祝福し、商品券を支給することにより子育て世帯の経済的支援等を行うもので、令和4年度は84人に1人当たり10万円を支給しました。また、商品券は、健康増進課の保健師が新生児訪問する際に持参しており、訪問拒否の防止や乳児期における母親の産後うつなどの早期発見及び虐待予防にもつながるものと考えています。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の20ページに記載されており、出生時目標を130人としていたことによりD判定となっています。

次に、31ページの子ども医療費助成事業は、子供に係る医療費を助成することで、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子供の健康の保持増進を図ることを目的としています。現状と課題欄に記載のとおり、住民税課税世帯の未就学児が自動償還払いとなっていることから、窓口負担のない現物給付方式となるよう制度変更に向け要望活動を今後も行う必要があります。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の21ページの子育て支援環境の整備①にも記載しているところです。

次に、33ページの放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営であり、令和4年度は市内10か所で延べ5万4160人の児童が利用しました。児童数は年々減少している中で、児童クラブの利用者は増加しており、これは共働き世帯の増加なども要因であること

から、今後も保護者のニーズを踏まえ、保護者が安心して働ける環境づくりに取り組んでいきます。

次に、34ページの生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業は、生活困窮世帯の子供たちに学びの場を設け、学習意欲、学力の向上を図り、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境の整備と教育の機会均等を図ることを目的として、学習教室を開設しているものです。経済的な理由で学習環境面に悩みを抱えている世帯の児童を対象に、第2土曜日を除く毎週土曜日に、中央公民館鶴見分館において学習教室を開催し、令和4年度は延べ175人の参加がありました。事業の成果としては、講師が個別指導に近い状態で子供たちの学習を支援することで、学習習慣の定着や学習意欲、学力の向上につながったところです。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の25ページの地域福祉の充実②にも記載しているところです。

次に、35ページの生活困窮者自立相談支援事業は、経済的に困窮している方からの相談に包括的に対応し、関係機関と連携して、生活困窮状態からの脱却を目指すことを目的に、阿久根市社会福祉協議会に委託して実施している事業です。令和4年度の年間の相談件数は467件で、前年度と比較し減少しましたが、コロナ禍の影響による減収、物価高騰の影響による生計の困難など、資金貸付やフードバンク、フードドライブの相談が増加しています。事業の成果としては、支援員が他事業へつなぎ、不動産業者、NPO法人フードバンク鹿児島など関係機関と連携することで、共同して相談者の立場に沿った支援を行っています。

次に、36ページの生活保護の扶助事業は、令和4年度の扶助費合計額が2億9706万5000円で、前年度と比較して3,408万円ほどの減となっています。保護世帯は減少し、被保護者数も減少していますが、相談件数は増加しています。現状と課題としては、生活保護世帯の高齢世帯の占める割合が高くなっており、今後さらに高齢化が進むことで、医療扶助及び介護扶助の増加が予想されます。このため、今後は、被保護者各人の健康状態に応じ、健康の増進及び管理意識の向上を図るための指導・助言を行う健康管理支援事業の充実が重要となってくるものと考えます。

37ページと38ページは、児童手当や児童クラブ及び保育所、認定こども園の実績資料になります。

以上で、主要事業の成果説明書での説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

初めに、決算に関する説明書は42ページ、事項別明細書は24ページをお開きください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務に係る委託料を初めとして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金が主なものです。

負担金、補助及び交付金9件のうち6行目の民生委員児童委員協議会は、民生委員児童委員の活動に対する運営補助金であり、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の24ページに記載されており、令和4年度の事業評価としましては、令和4年度の実績が目標値を下回りましたが、目標に対し実績が約98%であることからB評価となっております。

次に、2行下の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、1世帯当たり10万円を前年度から、令和4年度へ繰越した分が119世帯と、令和4年度に新たに対象世帯となった

住民税非課税世帯320世帯の合わせて439世帯に給付したものです。電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金は、1世帯当たり5万円を3,546世帯へ給付したものであります。

次に、決算に関する説明書は43ページ、事項別明細書は25ページをお開きください。

2目心身障がい者福祉費は、障がい者福祉サービスに係る委託料と扶助費が主なものであり、委託料7件のうち、4行目の相談支援事業及び2行下の地域活動支援事業は、長島町と共同で社会福祉法人に障がい者の相談を委託し、障がい者福祉サービス等の利用支援や機能訓練及び社会適応訓練を行うものです。

なお、地域活動支援センター事業の1行下の手話奉仕員養成講座業務と、負担金、補助及び交付金のうち6行目のその他研修は、手話奉仕員養成研修事業であり、まちづくりビジョンの取組状況の25ページの地域福祉の充実①にも記載しているところです。

次に、決算に関する説明書の43ページから44ページの扶助費24件は、主要事業の成果説明書で説明した障がい者自立支援介護給付事業や地域生活支援事業の各事業であり、内容は主要事業の成果説明書に記載のとおりです。

次に、決算に関する説明書は45ページ、事項別明細書は26ページになります。

2項1目児童福祉総務費は、児童母子等福祉サービス事務1人と家庭相談員2人及び子育て支援センター保育士1人の会計年度任用職員の人件費が主なものであります。

負担金、補助及び交付金のうち子育て世帯生活支援特別給付金は319人に、低所得子育て世帯生活支援特別給付金は246人に子供1人当たり5万円をそれぞれ給付しました。

次に、扶助費5件のうち自立支援教育訓練給付事業は、申請があった高等職業訓練促進給付金事業2人、自立支援教育訓練給付金事業に1人給付しました。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の母または父等に支給するものであり、延べ2,238人に支給しました。ひとり親家庭医療費助成事業は延べ3,517人に、決算に関する説明書の46ページの子供医療費助成事業については延べ2万3506人に、それぞれ助成いたしました。

次に、決算に関する説明書は46ページ、事項別明細書は27ページになります。

2目児童措置費の負担金、補助及び交付金は、児童手当を受給している世帯と同等の18歳以下の子供を養育している世帯への子供1人につき10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金であり、令和4年3月までに支給できなかった10人分を給付しました。

扶助費は、児童手当の支給であり、延べ児童数は2万848人で、対前年度比924人の減となりました。

次に、3目保育所費は、みなみ保育園の職員と会計年度任用職員のフルタイム保育士、短時間保育士、看護師、調理師の計15人の人件費及び施設管理費等が主なものであり、委託料は、保育園の一般廃棄物収集業務ほか9件になります。

次に、決算に関する説明書は47ページ、事項別明細書は28ページになります。

4目児童館費は、市内に10か所ある放課後児童クラブの運営委託料が主なものであり、負担金、補助及び交付金は、従事職員の賃金改善を図るため、処遇改善臨時特例事業の補助金や、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各児童クラブにおける感染対策用品等の購入に対し補助金を交付しました。

次に、5目保育施設運営費は、市内や市外に入所している保育所等の運営に係る経費が主なものであり、委託料は、地域子育て支援センター事業を社会福祉法人青陵会折多保育園に委託し、子育て親子の交流の場の提供や育児不安についての相談援助等を行ってまいります。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の20ページに記載されてお

り、本年度の事業評価としましては、令和4年度の実績が目標値を下回りましたが、目標に対し実績が94.9%であることからB評価となっております。また、同じくまちづくりビジョンの取組状況の21ページの子育て支援環境の整備②にも記載をしております。

次に、決算に関する説明書の47ページにお戻りいただき、5目保育施設運営費の負担金、補助及び交付金のうち保育対策等促進事業は、各保育園で実施している延長保育事業等の実績に応じて補助を行い、保護者の就労支援と保育サービスの充実に努めているところです。

また、2行下の保育士等処遇改善臨時特例事業は、市内の保育所及び認定こども園で従事している保育士等の賃金管理改善を図るための処遇改善臨時特例事業の補助金であり、次の保育所等給食支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け物価が高騰する中、保育所等における給食について、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等が提供できるよう保育所等に対し必要な経費について補助を行ったものです。

なお、翌年度繰越額40万円は、さきの令和5年第2回定例会において報告いたしました繰越明許費繰越計算書により、翌年度に繰越して実施することとした保育環境改善等事業分であります。

次に、補助費は、市内の私立保育園と認定こども園の7か所。さらに、市外の保育園や認定こども園及び事業所内保育事業所の延べ児童数6,257人分に係る保育所等の運営費になります。

次に、第3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護、レセプト点検事務、会計年度任用職員1人の報酬及び生活保護嘱託医2人のほか、主要事業の成果説明の中で説明しました生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業に係る謝金と社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業が主なものです。

次に、決算に関する説明書は48ページ、事項別明細書は29ページになります。

2目扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であり、主要事業の成果説明書で御説明したとおりです。

次の第4項災害救助費1目災害救助費の扶助費については、対象となる災害がなかったことによる執行残であります。

以上で歳出を終わり、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は4ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金の児童福祉費負担金の主なものは、保育所運営費であり、保護者から納入される保育料で、収入未済額は4万1340円で繰り越しました。その後、保育料未納者の方々には納入催告等を行い、現在の未収金は2万500円となっております。

次に、決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は6ページになります。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係る国庫負担金であり、基準額の2分の1を国が負担するものであります。

次の児童福祉費負担金は、保育所運営費等の各事業において、3分の1から2分の1の国庫負担金であり、次の児童手当給付費負担金は約3分の2、次の生活保護費負担金は4分の3の国庫負担金であります。

次に、決算に関する説明書は14ページになります。

2項2目民生費国庫補助金のうち社会福祉費補助金は、障がい者福祉サービスに係る地域生活支援事業費の基準額の2分の1の補助金であり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業費及び電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費は、全額が国の補助金であります。

次の児童福祉費補助金のうち子育て世帯への臨時特別給付金事業費、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費等は、全額が国の補助金であり、その他の各事業は、それぞれの補助率に応じた補助金であります。

次に、決算に関する説明書は16ページ、事項別明細書は7ページになります。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金のうち社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係る県負担金であり、基準額の4分の1を県が負担するものであります。

次の児童福祉費負担金のうち保育所運営費は、私立保育園の保育所運営費に充てるもので、県の負担金は事業費の4分の1であり、次の児童手当給付費負担金は、事業費の6分の1の県負担金であります。

次に、決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は8ページになります。

2項2目民生費県補助金のうち社会福祉費補助金は、重度心身障がい者医療費助成事業や障がい者福祉サービスに係る地域生活支援事業等に、それぞれ2分の1から4分の1の県の補助金であります。

次の児童福祉費補助金は、子ども子育て支援交付金等の各事業において、3分の1から2分の1の県補助金であります。

次に、決算に関する説明書22ページになります。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち地域福祉基金が福祉課所管分であります。

次に、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は12ページになります。

雑入の収入未済額の279万2240円のうち福祉課分は250万8634円であり、これは生活保護法返還金及び徴収金のうち令和4年度に返還が終了しなかったもので、滞納繰越処分を行い、対象者は17名であります。また、不納欠損額24万8828円は、生活保護法返還金のうち時効成立による不納欠損分であります。

次に、決算に関する説明書は27ページになります。

第20款諸収入5項4目雑入のうち福祉課所管分の団体支出金は、国保連合会障害児給付費交付金であり、これは児童発達支援事業に係る給付費として、国保連合会から交付されるものであり、心身障がい者福祉費における子供発達支援センターこじか運営事業などに充当しております。

最後に、雑入は、相談支援事業他団体負担金のほか、記載の過年度分の負担金や返納金等が主なものであります。なお、雑入の8行目、生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護受給者の収入未申告等による返還金等であります。

以上で、福祉課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時20分～午後2時30分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
質疑に入ります。

竹原信一委員

成果説明書の30ページ、児童福祉費、出生祝い商品券支給事業の件なんですけれども、ここにある決算額867万1000円。令和4年度は84人だから、27万1000円が事務費なんですか。

尻無濱福祉課長

委員のおっしゃられるとおり、残りが事務費ということになります。

竹原信一委員

10万円、結構な量の商品券になるわけなんですけれども、使い道としての制限。例えば登録してある店でしか使えないとか、そういった辺の内訳はどうなっておりますか。

尻無濱福祉課長

出生祝い商品券ということで、阿久根商工会議所発行の阿久根市共通商品券を使用しております。こちらの加盟店が、令和5年6月現在で申しますと170店舗市内にあるということになります。

竹原信一委員

その使い道なんですけれども、例えばAZとか、ほかの大きな店舗でも、全額使えるような形になってるんですか。

尻無濱福祉課長

竹原委員のおっしゃるとおり加盟店であれば全額使えるようになっております。

竹原信一委員

大規模店舗の加盟店を幾つか教えてください。

尻無濱福祉課長

大規模店舗といいますと、AZであるとか、タイヨー、ドラッグストアモリ、Aコープ三笠店ですね。

竹原信一委員

どうなんでしょうかね。この目的として保育料無償化などの経済的な負担軽減ということを中心に置いたときに、現金でやったほうがいいんじゃないかと思うんですけれどもね、実際の話。子供たちを真正面から捉えて、そうしたらいろいろ使い道も発生するし、10万円ってかなりのものですよ。ああ助かるわというときに買いに行かなきゃいけないばかりじゃないですから、現金でよろしいんじゃないかと思いませんかと思うんですけど。御検討いただけませんか。

尻無濱福祉課長

この出生祝い商品券は、もちろん出生された世帯の経済的負担を軽減するというのも目的、もちろんそれが目的なんですけれども、阿久根市商店街の活性化にも役立てるという観点もございまして、阿久根商工会議所発行の阿久根市共通商品券を使用しています。

竹原信一委員

意味は分からないんじゃないんですよ。でもさ、児童福祉を中心に置いたときに、もっところは考えたほうが、子供たちあるいは子供たちを抱える親のためには絶対いいはずですよ。もう1回考え直していただきたい。よろしくをお願いします。

川原慎一議員

成果説明書の34ページ、生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業ということで、とてもいい事業をやっているんじゃないかと思っているんですが、この講師はどういった方がなっているんでしょうか。

尻無濱福祉課長

講師につきましては、令和4年度では、中学生担当の方1名と小学生担当の方1名いらっしゃいまして、元学校の教諭の方と、あと現役塾講師の方もいらっしゃいます。

川原慎一議員

延べ人数ですけど175人ということで、人数が多いですね。1人ずつで、賄えるというか、大丈夫なのかなと、逆に。もうちょっと多いほうがいいんじゃないかなと思ったりもしたんですが、現状としては1人ずつでも大丈夫な感じだったんでしょうか。

松崎保護係長

年間通して第2土曜日を除く毎土曜日、それから夏休み期間は週に3回開催していただいたので、延べ件数は一見多いようなんですが、実人数は少ないのが現状です。

川原慎一議員

分かりました。たくさんいてもなんですけど、現状と課題にも書いてありますが、やはり、こういった児童生徒となると、非常に配慮が必要になっていきますし、特に、小学生とかになると、あそこに行っていたんだってよとかっていうことで、いじめにもつながるようなことがあるといけないので、これはもうお願いはできますけれども、そこには一層の配慮もいただきたいと思います。よろしくお願いします。

川畑二美委員

成果説明の35ページ、フードバンクやフードドライブの相談が多くなっているとなってますけれども、どの程度の方々が相談されていらっしゃるんでしょうか。

尻無濱福祉課長

成果説明書の35ページの事業実施状況にも書いてございますとおり、令和4年度は467件あったところです。

相談の内容の大まかな内訳なんですけれども、食糧支援とか貸付け相談については、467件中321件ございました。延べということになりますけれども321件です。

川畑二美委員

これは社会福祉協議会に行かないともらえない、利用できないというシステムになっているんですか。

尻無濱福祉課長

この事業につきましては、社会福祉協議会に業務委託しておりますので、川畑委員のおっしゃるとおりです。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔福祉課退室〕

皆様方にお知らせです。

次の健康増進課のときには、認定第1号もですが、認定第2号、認定第5号がありますので御承知おきをお願いします。

健康増進課は入場をお願いします。

〔健康増進課入室〕

次に、認定第1号中、健康増進課所管の事項について、審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

寺地健康増進課長

それでは、認定第1号中、健康増進課及び大川診療所所管の事項について御説明申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書について御説明いたします。

主要事業の成果説明書39ページを御覧ください。

保健予防一般事務については、主に休日、夜間の急病患者に対する受入先病院の確保及び休日夜間における入院手術を必要とする重症急病患者の医療体制を確保するため、出水市、長島町及び公益社団法人出水郡医師会とともに必要な措置を講じ、在宅当番医制事業、病院群輪番制病院事業に取り組みました。

各事業の実施状況については記載のとおりであります。事業実施により、地域住民の命を守るため、また、コロナ禍における医療体制維持のためにも公益社団法人出水郡医師会及び関係市町と共同で取り組んでいく必要があります。

40ページを御覧ください。

母子保険一般事務については、主に母子保健法の規定に基づき、妊娠、出産、子育て等について、適切な指導と援助を行い、併せて不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、乳児から幼児に対する各種健診や妊婦、産婦に対する各種検診、不妊治療費助成事業に取組ました。

各事業の実施状況については記載のとおりであります。

なお、子育て支援コンシェルジュ事業については、まちづくりビジョンの取組状況の21ページに記載されており、本事業の利用者にアンケートを行い、満足度を集計しておりますが、90%の目標値に対し実績値は63%と低調な状況にあり、D判定としたところです。

41ページを御覧ください。

がん対策事業については、予防啓発や早期発見、早期治療の促進を図るために各種がん検診を実施しました。事業実施状況は記載のとおり、各種がん検診の状況は44ページに記載のとおりであり、疑いも含め7人の方のがんを発見することができましたが、依然として受診率は低い状況にあります。また、がんは、市民の死亡原因第1位であるにもかかわらず、受診率は低い水準にあることを踏まえ、制度の趣旨や受診方法を分かりやすく周知する方法や受診しやすい体制について、さらに検討・改善していく必要があります。なお、本事業につきましても、まちづくりビジョンの取組状況の18ページに記載のとおり、受診者数を基準とした評価に基づきC判定としたところです。

42ページを御覧ください。

予防接種事業については、予防接種法の規定に基づき、感染症予防対策として各種予防接種事業について取り組んできました。

なお、実施状況は、45ページに記載のとおりであります。

43ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症予防接種事業につきましては、令和4年度においては、生後6か月以上の方を対象としたワクチン接種が実施されました。実施状況は記載のとおりですが、現在も事業は継続されており、今後も国の方針に従い、新型コロナウイルスワクチン接種を希望する方がワクチン接種できるよう、市内医療機関と協議を行い、接種体制を整えていく必要があります。

次の44ページ、45ページは、過去3か年における各種検診の受診状況及び予防接種の実施状況になります。ここで、資料にはありませんが、令和3年における阿久根市の死亡者387人の死因分類を分析しますと、第1位のがんで75人、19.4%、第2位が心疾患で54人、14.0%、第3位が老衰で52人、13.4%、第4位は脳血管疾患で30人、7.8%、第5位が肺炎で18人、4.7%となっております。なお、全国の平成29年から令和3年までの指標と比較し、阿久根市の死亡比が最も高いのは、男性が急性心筋梗塞、次に、腎不全。女性で最も高い死亡比が、腎不全、次に、急性心筋梗塞となっており、各種検診の受診率向上及び重症化予防について今後も取り組んでいく必要があります。

次に、決算に関する説明書及び歳入歳出決算書、事項別明細書に基づき、主なものについて、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は42ページ、事項別明細書は25ページになります。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、事業勘定及び施設勘定へ繰り出しを行いましたが、前年度比約0.8%の減となりました。

次に、決算に関する説明書は45ページ、事項別明細書は26ページになります。

8目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄にあるとおり、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の一般会計及び特別会計の共通経費負担分、並びに広域連合が阿久根市分として医療機関に支払った療養給付費の12分の1の額である後期高齢者広域連合療養給付費であり、前年度比約1.2%の増となりました。27節繰出金は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出したものであり、前年度比約3.4%の増となりました。

次に、決算に関する説明書は46ページ、事項別明細書は27ページになります。

2項1目児童福祉総務費のうち健康増進課所管分は、18節負担金、補助及び交付金であり、令和4年7月1日以降に妊娠届または出産した者に対し、交付金を支払ったものであります。

次に、決算に関する説明書は48ページ、事項別明細書は29ページになります。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、職員の人件費のほか、歯科衛生士など会計年度任用職員の報酬、妊婦健康診査などに関わる委託料、病院群輪番制病院事業負担金等が主なものであります。

7節報償費は備考欄に記載の6件、乳児の各種検診事業に関わる医師等への謝金が主なものであり、12節委託料は、備考欄に記載の妊婦健康診査業務ほか5件を県医師会等へ委託し、実施したものであります。

17節備品購入費は、3歳児健診用屈折検査機器を購入したものであります。

決算に関する説明書は49ページになります。

18節負担金、補助及び交付金は、備考欄に記載の7件、出水郡医師会が行う病院群輪番制病院事業への補助金が主なものであります。中でも不妊治療助成事業費の対象件数は、

前年度の6件に対し15件と増加し、4組の夫婦において妊娠に至ったところです。

事項別明細書は、30ページになります。

2目健康増進費は、7節報償費、備考欄に記載の7件であり、健康教育や健康相談、各種がん検診時における看護師等への謝金や、12節委託料、県民総合保健センターや鹿児島県厚生農業協同組合連合会に委託し実施したがん検診業務や健康診査などの委託料が主なものであります。

決算に関する説明書は50ページになります。

3目予防費は、出水郡医師会や県医師会に委託し実施した乳幼児、児童、高齢者に対する予防接種や新型コロナウイルスワクチン接種に関わる費用であり、12節委託料は、新型コロナウイルス予防接種事業、予防接種業務、子供や高齢者に対して実施する個別接種に関わる市内医療機関への委託料が主なものであります。

決算に関する説明書は51ページ、事項別明細書は31ページになります。

6目保健センター管理費は、施設の維持管理に要する費用であり、12節委託料、備考欄に記載の浄化槽清掃業務のほか8件の委託料が主なものであります。

以上で歳出の説明を終わり、歳入について御説明いたします。

なお、歳入については、決算に関する説明書のみで御説明いたします。

決算に関する説明書の10ページを御覧ください。

第12款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金は、未熟児養育医療に関わる保護者負担金であります。

第13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうち健康増進課所管分は、保健センター土地占用料であり、保健センターの敷地内にある九州電力株式会社の電柱1本分の占用料であります。

13ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち健康増進課所管分は、国民健康保険保険基盤安定負担金であり、国保税の保険者支援分に関わる国の負担分であります。

3目衛生費国庫負担金のうち主なものは、14ページの新型コロナウイルスワクチン接種対策費であり、負担率は100%であります。

2項2目民生費国庫補助金のうち健康増進課所管分は、15ページの子ども・子育て支援交付金、出産・子育て応援交付金に対する国の補助金であります。

3目衛生費国庫補助金のうち健康増進課所管分は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費であり、補助率は100%であります。

16ページを御覧ください。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金のうち健康増進課所管分は、17ページの後期高齢者医療保険基盤安定負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金であり、いずれも保険税等軽減分としての県の負担分であります。

3目衛生費負担金は、未熟児養育医療事業に関わる県の負担分であります。

2項2目民生費県補助金のうち健康増進課所管分の主なものは、子ども・子育て支援交付金、出産・子育て応援交付金に対する県の補助金であります。

18ページを御覧ください。

3目衛生費県補助金のうち健康増進課所管分は、健康増進支援事業費であり、健康診査等に関わる県の補助金であります。

20ページを御覧ください。

3項3目衛生費委託金のうち健康増進課所管分が、医師法関係等の免許交付などに関わる市町村権限移譲交付金であります。

22ページを御覧ください。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち健康増進課所管分は、高額療養資金貸付基金の利子収入であります。

27ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち健康増進課所管分は、団体支出金と雑入であり、後期高齢者医療広域連合からの補助金やがん検診費用徴収金ほか5件が主なものであります。

以上で、認定第1号についての説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

成果説明書の40ページ、現状と課題のところ、まず御説明もいただきましたけれども、子育て支援コンシェルジュ事業に対して63%の満足度。目標が80%に対して低いということで、改善はしなきゃいけないなということ。事業自体、私は非常に意義あるものだと思うんですけども、具体的に満足が得られていないのはどういうところが多いのか、そして、それをどのように具体的に改善されたいのかを教えてください。

寺地健康増進課長

この子育て支援コンシェルジュ事業のアンケート調査につきましては、令和4年度におきましては81名のお母さんに対してアンケートを実施をしたものでございます。

また、アンケートをとる際に、子育てコンシェルジュ事業についての感想ということで、項目を3項目に分けて、良い、どちらとも思わない、悪いという3項目についてアンケートをとったところでございます。このうち、良いと答えた母親の割合が63%、どちらとも思わないと答えた母親の割合が37%ということになっておりまして、幸いにして、悪い評価についてはいただいているところではあるんですけども、今後、このよいという感想を増やしていくために、また、保健師等々も検討を重ねて、コンシェルジュ事業をよりよいものにしていきたいと考えているところでございます。

白石純一委員

良い、どちらとも思わない。良いにしなかった方の理由はどういうところで満足されていないのかという理由を把握することが大事だと思うんですけども、それについては把握されていますか。

寺地健康増進課長

良いと答えました理由について、20問ほど回答についてはいただいております。逆に、どちらとも思わない理由については、回答があったのは1件だけ、よく知らないという理由が1件だけでした。逆によく分からない、制度をよく分からない、よく知らないということがあるものですから、今年度につきましては、子育て支援コンシェルジュ事業について広く啓発または広報活動等について行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

白石純一委員

アンケートのとり方がもう少し何か改善できるんじゃないかと思うんですよね。具体的にどういったところで、まず、良い、どちらとも思わない、悪いの3段階じゃなくて、5段階、良い、どちらかといえば良い、分からない、どちらかといえば悪い、悪い。普通は5段階でしたほうがよりきめ細かな満足度が得られると思うんです。そして、それぞれどういう理由で満足していないのかを、例えば書いてもらうとかいうことはされてるんでしょうか。

寺地健康増進課長

令和5年度におきましては、あっさり、アンケートの結果については、このコンシェルジュ事業について、良いか悪いかの二者択一で、今、改善を図っているところです。また、お母さん方について、私たち健康増進課の職員については、保健師が主だって活動をするところがございます。後ほどまた国保については説明をさせていただくんですが、このお母さんたちと話し合い、また、相談を受ける中において、信頼を積み重ねていって業務を進めていくというのが一つの方向性でもございます。

このような中から、今後、母親、両親とも話をさせていただきながら、ではどういった事業が阿久根市にとってふさわしいのだろうか、子育てについて必要なんだろうかということについても、アンケートという形だけではなく、また聞き取りという形でも今後実施をしていきたいと。

さらに、この子育て支援コンシェルジュ事業のアンケートについては、年度内に子供を産んだお母さんに対して実施をするのがこのアンケートでございます。もう既に子供を産んで子育てをしていらっしゃるお母様方に対しては、このような形で対話を通じて、要望等について聞き取りを行っていきたいと考えているところでございます。

白石純一委員

もちろんアンケートは一方法ですね。インタビューも必要でしょうし、そういった形で、その事業内容の改善を行う必要があると認識されてるわけで、当然そうしなきゃいけないわけですが、このアンケートのとり方とかそのインタビューをどの程度されてるのかよく分からないんですけれども、ぜひ、詳細を調査して、この満足度を高めていただければというように改善を図っていただきたいと思います。

濱田洋一委員長

要望でよろしいですか。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにもございますか。

〔白石純一委員「すみませんもう一つ」と呼ぶ〕

白石純一委員

同じ資料の44ページ、ここには数値的には出ていないんですが、説明の中で阿久根市の死亡原因のランキング、多いほうからおっしゃいました。そしてその後に、全国と比べて割合的にどういう死因が多いのかということもおっしゃいました。その全国と比べて阿久根市が特定の死亡の理由が多い理由というのは把握されていますか。あるいは推測されていますか。

寺地健康増進課長

あくまでも推測の域を出ないところなんですけど、鹿児島県自体がそもそもが醤油が甘い、塩分の取り過ぎといったことがあるようです。推測ではないんですがこのようなことが原

因かなと考えているところです。

白石純一委員

それを何か市民に伝えて改善していただくというような取組はされているんでしょうかね。あるいはされようとしていらっしゃるのでしょうか。

寺地健康増進課長

その分については、国保特別会計におきまして国保ヘルスアップ事業というものに取り組んでいるところでございます。

特に、糖尿砂の重症化予防という形で、訪問指導を行う看護師等を雇用しまして、主に実施をしているところでございます。

竹原信一委員

主要事業の成果説明書39ページ。決算額が1662万3000円とあって、この下のほうに実施状況の数字がいろいろあるんですけど、この計算の仕方がよく分からないんですけども。本市委託料が83万5000円、下のほうの補助が640万円程度。足し算が合わない。どういうふうにすればこの決算額になるのか教えてください。

寺地健康増進課長

今回、保健予防一般事務で1662万3000円という形で計上させていただいているところです。この分につきましては、決算に関する説明書48ページ、この1億5336万705円の中には職員の人件費等が含まれているところなんですけど、その職員の人件費等を抜いた、あくまでも事業費ベースでの金額を記載しているところでございます。

竹原信一委員

43ページのワクチン接種の件なんですけれども、子どもたちのワクチン接種後に死亡したり障害が出たりというようなことは情報はあるんですけども、阿久根市ではそのようなことは起こっていないか。情報入っていないか教えてください。

寺地健康増進課長

現時点におきまして、コロナワクチンが原因であろうとされる幼児、子ども等の死亡の報告については受けていないところでございます。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、健康増進課所管の事項の審査を一時中止します。

〔税務課入室〕

○ 認定第2号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第2号を議題とします。

健康増進課長の説明を求めます。

寺地健康増進課長

それでは、議案第2号について御説明申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書について御説明いたします。46ページをお開きください。

保険給付事業の実施状況については、記載のとおりであり、令和4年度の国保の加入世帯は年度平均3,137世帯、被保険者数は年度平均4,659人となっており、事業の成果の欄にありますように、阿久根市の人口のうち約24.6%が国民健康保険の被保険者であります。

また、被保険者の53.8%が65歳から74歳までの前期高齢者となっているところです。なお、前年と比較し、国保加入世帯数で78世帯、被保険者数では211人とそれぞれ減となっております。

保険給付費は、前年度比8625万8000円の減となりましたが、1人当たりの医療費は54万5866円となり、前年度比0.4%の増となりました。

現状と課題の欄にあるとおり、一般会計からの法定外繰入金が2年連続で不用とはなりましたが、国保の加入者数は年々減少し、高齢者の割合の増加等により、1人当たりの医療費は増加していることから、保健事業の推進により医療費の適正化を進めていく必要があります。

47ページを御覧ください。

保健事業は、国保加入者の健康管理や医療費の抑制を目的としており、実施状況については事業実施状況に記載のとおりであります。特定健康診査受診者1,817人、特定保健指導受診者94人となりました。また、事業の成果欄に記載のとおり、特定健診受診率向上対策事業に取り組み、令和4年度の特定健診受診率は速報値で50.7%と前年度より2.2ポイント上昇したところです。

なお、まちづくりビジョンの取組状況、18ページに記載している特定保健指導実施率について、令和4年度の実績値66.7%は目標値を上回り、A判定としております。また、特定健診の受診率についても、国の目標値である60%を達成できるよう今後も関係機関などと連携し、受診勧奨に対する取組の強化に努めてまいります。

次に、特別会計の決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

初めに、一般会計からの繰入金について御説明申し上げます。

決算に関する説明書の4ページを御覧ください。

第7款繰入金1項1目一般会計繰入金の収入済額2億6753万4347円は、前年度比306万2031円、約1.1%の減であります。内訳につきましては備考欄記載のとおりであり、その他一般会計繰入金、いわゆる法定外分は2年連続で皆減となりました。

その他、一般会計繰入金については、令和4年度において、特別調整交付金の増、国保税収の増など理由により不用となったものであります。

それでは、事業勘定の歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書及び事項別明細書は、ともに5ページを御覧ください。

第1款総務費1項1目一般管理費は、職員の人件費やレセプト点検、会計年度任用職員報酬、被保険者証の郵送に関わる役務費などが主なものであります。

2目連合会負担金は、国保連合会への運営負担金であります。

2項1目賦課徴収費は、保険税の賦課徴収に関わる経費であり、郵便料、窓口収納手数料などの役務費が主なものであります。

事項別明細書は6ページになります。

第2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費の支出済額18億7505万4205円は、前年度比3.2%の減。

3目一般被保険者療養費の支出済額1396万7498円は、前年度比12.8%の減。

5目審査支払手数料は、レセプト審査支払手数料やレセプト電算処理手数料であります。決算に関する説明書は、6ページになります。

2項1目一般被保険者高額療養費の支出済額2億9736万7039円は、前年度比7.1%の減。事項別明細書は、7ページになります。

4項1目出産育児一時金は5件分、5項1目葬祭費は33件分をそれぞれ支出したものでございます。

第3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付分は、医療費負担のため、2項後期高齢者支援金等分が後期高齢者医療制度を支援するため、決算に関する説明書は7ページ、事項別明細書は8ページになります。3項介護納付金分は、介護保険制度を支援するために支出したものであります。

第6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、備考欄に記載のとおり、特定健康診査業務ほか2件の委託料であります。

2項1目疾病予防費は、はり・きゅう助成ほか1件の補助金であります。

2目国保ヘルスアップ事業は、特定健診の結果で生活習慣改善の必要な方への特定保健指導により、国保加入者の健康づくりへの意識向上及び糖尿秒重症化予防を目的とする事業であり、訪問指導を行う会計年度任用職員の報酬のほか、備考欄記載の委託料が主なものであります。

決算に関する説明書は8ページ、事項別明細書は9ページになります。

第9款諸支出金1項6目保険給付費等交付金償還金は、令和3年度分の療養給付費等負担金等の交付確定に伴う国への精算返納金です。

2項1目直営診療施設勘定繰出金は、大川診療所の運営等に関わる国の調整交付金分を繰り出したものであります。

以上で歳出を終わり、次に事業勘定の歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は3ページ、事項別明細書は1ページをお開きください。

第1款国民健康保険税の収入額は3億6030万8953円で、全体の収入率は79.5%であり、前年度比2.1ポイントの増。現年度課税分が95.2%で0.2ポイントの減。滞納繰越分が10.5%で、3.1ポイントの減となりました。

事項別明細書は、2ページになります。

第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、決算に関する説明書備考欄のとおり、保険給付費に要する費用に対し交付される普通交付金と市町村の財政状況、その他の事情に応じて交付される特別交付金であります。

決算に関する説明書は、4ページになります。

第7款繰入金については、先ほど説明したとおりであります。

事項別明細書は、3ページになります。

第9款諸収入4項2目一般被保険者第三者納付金は、交通事故等に関わる納付金であります。

以上で、事業勘定を終わり、次に、直営施設勘定について御説明申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書50ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計の施設勘定は、大川診療所に関わる経費であります。現在、大川診療所については、社会医療法人卓翔会及び社会医療法人昴和会と診療業務委託契約を締結し、週5日の半日診療を実施しているところです。大川診療所の1日当たり患者数は、令和4年度で3.9人であり、年々減少傾向にあると記載したとおりであります。今後も、大川地区の医療拠点として、地区民に対して利用促進を図っていく必要があります。

それでは、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は11ページ、事項別明細書は13ページを御覧ください。

第1款総務費1項1目一般管理費は、看護師の会計年度任用職員の報酬のほか、備考欄に記載の事項が主なものであります。

第2款医業費1項3目医薬品衛生材料費は、医薬品等の購入費であり、4目検査等業務費は、2か所の社会医療法人との診療業務の委託料が主なものであります。

事項別明細書は、14ページを御覧ください。

第4款基金積立金1項1目基金積立金は、令和3年度分繰越金の2分の1と診療所基金の運用利子分を積み立てたものであり、令和4年度末における基金残高は259万8944円であります。

第5款公債費は、診療の建物に関わる市債償還金の元金、利子分であります。なお、令和4年度末の元金の償還金残高は202万3444円であり、最終の償還は令和5年度となっております。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は11ページを御覧ください。

第1款診療収入の収入済額1011万3878円は、前年度比17.7%の減となっております。また、この診療収入のうち2項4目の後期高齢者医療保険からの診療報酬収入が約53.9%を占めております。

事項別明細書は12ページになります。

第6款繰入金2項1目事業勘定繰入金は、診療所の運営に関わる国の調整交付金分を事業勘定から繰り入れたものであり、3項1目一般会計繰入金は、診療収入で不足する財源を一般会計から繰り入れたものであります。

以上で、認定第2号についての説明を終わりますが、よろしく御願いたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

主要事業の成果説明書47ページ2行目。事業の成果で、受診率50.7%、前年度比48.5%上がったと。これ、私ももう長年申してきてるんですけども、数年前、私が議員になった当初、7、8年から5年ぐらい前にかけては、たしか30%台ということもあったと思うんですよね。県内でも非常に低いほうだったと。それが50%まで上がってきた。評価したいんですけども、どのような努力で上がってきたと分析されていますか。

寺地健康増進課長

特定健診の受診率向上策につきましては、先ほど委員がおっしゃられたとおり、委員から受診率向上について精いっぱい努力するよというお言葉をいただいたのをよく覚えているところです。それらの状況を受けまして、令和3年度からAIを使った受診勧奨を令和3年度、令和4年度について実施しております。

さらには、この国保の事業の中で、訪問看護師を雇用をいたしまして、これまで1回も特定健診を受けたことがない御自宅を1軒1軒訪問をさせていただいて、受診勧奨についてを、呼びかけてきたところがございます。

ただ、とはいいいましても、まだ受診率については50.8%、国が指し示す目標については

60%でございます。この60%を達成していくために、今後また努力を続けていきたいと考えているところです。

白石純一委員

戸別訪問等かなり努力が必要で、それをしていただいたということは、大変すばらしいことだと思うんですが、AIは具体的にどういった活用のされ方をしてるんでしょうか。

寺地健康増進課長

AIを使った受診勧奨については、この事業につきましては、鹿児島県国保連合会が共同事業として実施をしているものでございます。この中には、健診の受診履歴、年齢、性別、これまでの健診結果、問診などのデータをAIで解析を行いまして、どの人に、どのような勧奨をすると一番受診率が上がるか、対象者の選定をして対象者の特性に合わせた特定健診の受診勧奨の通知を行うものでございます。

また、鹿児島県国保連合会がこのAIに関する全国のトップシェア。これが令和4年時点で400自治体で実績のある株式会社キャンサーズキャンという会社があるんですが、そちらとともに事業実施を希望した市町村に対して事業を実施をし、この事業に対して阿久根市のも応募して、ともに取り組んできたというところでございます。

白石純一委員

さらに、その60%を目指して、もちろん頑張っていたきたいんですが、たしか私の記憶では、さつま町は70%前後ではなかったかと思うんですが、さつま町、そうした高いところの自治体にヒアリングを行って、踏襲できる部分はないかというようなこともやられておられますでしょうか。

寺地健康増進課長

確か平成30年度にさつま町の実態なども聞かせていただいて、平成31年度から地域色づくり事業に取り組んでおります。この地域色づくり事業の中において、健診の受診率が上がった区について助成金を交付をしていたところが、平成30年度において阿久根市の受診率は41.5%だったところが平成31年度は47.5%と一気に6%上がったという実績もあります。

白石純一委員

うちの区でもですね、区長さんが盛んに受けてくれ、受けたら補助金をもらえるんだよということで呼びかけていただいてましたので、そういうことも助けになったんだと思います。分かりました。ありがとうございます。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第2号について、審査を一時中止します。

○ 認定第5号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第5号を議題とします。

健康増進課長の説明を求めます。

寺地健康増進課長

それでは、認定第5号について御説明申し上げます。

初めに、令和4年度末の本市の後期高齢者医療の被保険者数は4,582人で、前年度末より

68人の減。人口に占める割合は約24.4%。被保険者のうち障害認定者数が56人となっています。

決算に関する説明書は30ページ、事項別明細書は33ページを御覧ください。

それでは、歳出から御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費は、後期高齢者医療事務に関わる消耗品等々の需用費、被保険者証の郵送に関わる役務費が主なものであります。

2項1目徴収費は、徴収事務に関わる郵便料手数料等の役務費のほか、保険料等の還付に関わる償還金、利子及び割引料が主なものであります。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、備考欄記載の被保険者保険料ほか2件を鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は29ページ、事項別明細書は31ページをお開きください。

第1款保険料1項1目後期高齢者医療保険料の収入済額2億3380万2180円は収入率約99.2%であります。

次に、第3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に対する財政措置であり、被保険者の世帯の総所得金額等に応じて、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が判定した結果により軽減された保険料について、県が4分の3、市が4分の1をそれぞれ負担し、保険基盤の安定を図るものです。

以上で、認定第5号についての説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第5号について、審査を一時中止します。

〔健康増進課及び税務課退室〕

ここでお諮りします。

本日の審査は、健康増進課までを予定しておりましたが、時間がありますので、明日予定している農政課の審査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔竹原信一委員「異議はないけど休憩は」と呼ぶ〕

このあと話をするようになってますので、しばらくお待ちください。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、休憩の前に、介護長寿課から発言の申出がありますので、この際、入場いただいで発言がございます。

〔介護長寿課入室〕

○ 認定第1号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

この際、認定第1号中、介護長寿課所管の事項を議題とします。

ここで、介護長寿課課長から答弁したことに関する発言の申出がありますので、この際、許可します。

山元介護長寿課長

認定第1号中、主要事業成果説明書55ページに記載されております老人保護措置事業に関し、竹原委員からお尋ねのございました入所者負担金の基準について御説明させていただきます。

阿久根市におきまして、養護老人ホーム入所者から徴収する費用につきましては、国から示されております費用徴収基準に基づいて定めているところであり、いずれの施設であっても入所者負担金に違いはございません。

なお、周辺自治体に確認したところでは、本市と同様の取扱いがなされており、同様の基準額となっているところでございます。

濱田洋一委員長

竹原委員、よろしかったですか。

竹原信一委員

この財源のところを見ると、一般財源、そして入所者からのやつだけ。国・県からは、口は出すけど金は出さないという体制があるように見えるんですけども、通常は、金を出して指図ということがあるじゃないですか。ここら辺の体制についてちょっと私なんかは疑問に思うんですけども、これ普通のことなんですかね、こういったことをやる形は。

山元介護長寿課長

ここにつきましては、国等から補助金、交付金等での形ではございませんので、財源としてはお示ししておりませんが、交付税の算定基礎という中で、この措置費についても交付税の中で算定がなされているところでございます。

竹原信一委員

そういうことですね、施設によって金額がすごく違いますよね。そういった場合、例えば、入所者がお金払えなくなったような場合。それは、今は阿久根市が本人から徴収して、市からの阿久根市の補助金を合わせてその施設に払っているという状況なんですよ。そういった本人からのお金を集められないような状況が発生した場合にはどんなふうに対処されているか教えてください。

山元介護長寿課長

この利用者負担金につきましては、市で徴収をさせていただくことになるわけですが、現在のところは、利用者の方々の御理解をいただいて、滞納はないような形で徴収ができています。

竹原信一委員

可能性として起こる可能性あるわけですよ。そういったときはどんなふうにするつもりなんですか。

山元介護長寿課長

これにつきましては、やはり額についてはそれぞれ利用者の方の所得に応じて設定されている金額でございますので、何とか納入いただくように御相談しながら徴収に努めていきたいと考えているところでございます。

竹原信一委員

例えばですね、生活保護の方もそこそこいらっしゃるのかなと思うんですけど、何名ほ

どおいででしょうか。

山元介護長寿課長

生活保護の保護者の方の数というのは、すいません、把握していないんですけれども、今のこの徴収基準でいきますと、この生活保護の被保護者については、徴収額はゼロ円となっているところですよ。

〔竹原信一委員「徴収はそうでしょ」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

よろしかったですか。まだ何かありますか。

〔竹原信一委員「ありますよ」と呼ぶ〕

竹原信一委員

今、徴収額はゼロ円。でも、生活保護の方はその金額を払ってるということで、全額を市が払っているというそのデータがあるわけですから、それで人数は分かるんじゃないの。

山元介護長寿課長

この措置者の中の生活保護者の数については、現在把握しておりませんので、また後もって御報告をさせていただきたいと思っております。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

認定第1号中、介護長寿課所管の事項の審査を一時中止します。

〔介護長寿課退室〕

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時39分～午後3時50分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

農政課は入室をお願いします。

〔農政課入室〕

次に、認定第1号中、農政課所管の事項について、審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

大野農政課長

それでは、認定第1号中、農政課所管分の事項について御説明いたします。

初めに、令和4年度に実施した事業のうち主要事業の成果説明書の中から主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書の72ページをお開きください。

72ページの鳥獣被害対策実践事業につきましては、鳥獣による農作物への被害防止のため、国の事業を活用して捕獲活動や侵入防止柵の設置による対策を図ったものです。令和4年度につきましては、この事業を活用し、くくりわなや有害獣捕獲機の購入等による捕獲体制の強化や地域ぐるみでの金網柵等の設置及び捕獲活動経費への補助を行い、地域における捕獲及び防護の取組を一体的に支援したところです。

次に、75ページの農業次世代人材投資事業につきましては、新たに農業経営を開始した

50歳未満の農業者に対し、経営が不安定な就農初期段階を支援するため、一定額の交付金を交付する国の事業です。なお、本事業は、令和4年度から事業内容を一部変更し、新規就農者育成総合対策事業として新たに実施されております。令和4年度につきましては、本事業の継続対象である6名を支援したところです。

次に、76ページの新規就農者育成総合対策事業につきましては、先ほど御説明いたしました、令和3年度まで実施された農業次世代人材投資事業の事業内容が変更され、令和4年度から創設された事業で、49歳以下で新たに農業経営を開始する認定新規就農者を対象に、経営発展のために必要な機械設備等の導入に要する経費への補助や資金の支援を行う国の事業です。令和4年度につきましては、果樹生産農家1名、路地野菜生産農家2名の計3名を支援したところです。

また、82ページに記載の壮年世代新規就農者支援事業につきましては、国の事業要件に満たない45歳以上60歳以下の新規就農者に年間100万円を最長で2年間支援する本市独自の事業です。令和4年度につきましては、果樹生産農家2名が新規就農され、継続の対象者と合わせて3名を支援したところです。

なお、この新規就農者及び壮年世代新規就農者の事業につきましては、まちづくりビジョン事業検証資料の取組状況の10ページに記載されており、農業分野における新規就農者数は5名であり、事業評価はDとなっております。

次に、77ページの農作物鳥獣害防止施設整備事業につきましては、農作物への鳥獣被害防止のため、電気柵等を設置した農業者に対して電気柵等の設置に要する経費の一部を補助する本市独自の事業です。令和4年度につきましては、防護柵等57件の設置に対して支援をしたところです。

次に、80ページの耕作放棄地解消対策事業につきましては、耕作放棄地を活用して農業生産活動を行う農業者に対して、耕作放棄地の解消に要する経費の一部を補助する本市独自の事業です。令和4年度につきましては、耕作放棄地の解消し、作付を行った5戸の農家を支援したところです。なお、本事業につきましても、まちづくりビジョン事業検証資料の取組状況の10ページに記載されており、目標値1.5ヘクタール以上に対し、83.3%の達成率であったため、事業評価はCとなったところです。

次に、81ページ、活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、桜島など活動火山の荒廃による農作物への被害を防止するため、洗浄用機械等を導入しようとする生産組合に対して、導入に要する経費の65%以内で補助する県の事業です。令和4年度につきましては、果樹生産組合2組合において、果樹洗浄機スピードスプレーヤの導入を支援したところです。

次に、84ページの施設園芸農家用燃油価格高騰対策支援事業と85ページの肥料価格高騰対策支援事業につきましては、世界情勢や円安等により燃油価格や肥料価格の高騰の影響を受けている市内の施設園芸農家や作物全般を対象に、安定的な経営ができるよう、購入に要する経費の一部を補助する本市独自の事業です。この事業により、燃油価格高騰対策として31戸の施設園芸農家、肥料価格高騰対策として419戸の農家を支援したところです。

次に、87ページ、「食のまち阿久根」魅力発信事業につきましては、コロナ禍でも対応できるイベントとして、第三者認証を取得した市内飲食店12店舗の参加による華の牛肉祭りAKUNEを2月1日から2月28日までの1か月間開催し、華鶴和牛のPRと一定の集客によるコロナ禍での飲食店の支援につながったところです。

次に、88ページの畜産クラスター事業につきましては、地域で一体的に畜産の収益を向上させるため、畜産農家が機械や設備等の導入に要する経費の一部を補助する国の事業です。令和4年度につきましては、養鶏農家において、ウインドレス鶏舎等の整備を支援したところです。

次に、89ページの配合飼料価格安定制度積立金助成事業につきましては、世界情勢や円安等により配合飼料価格の高騰が畜産経営に影響を及ぼしていることから、配合飼料価格の高騰の影響を緩和する国の配合飼料価格安定制度へ畜産農家が支払っている積立金の一部を支援する本市独自の事業です。本事業の実施により、25戸の畜産農家を支援したところです。

次に、91ページの県営農業競争力強化基盤整備事業（中山間地域型）阿久根南部につきましては、鶴川内、赤瀬川、西目、山下などの中山間地域を対象に、地域農業の生産性の向上と農村環境改善を図ることを目的に、平成28年に採択を受けた県の事業です。令和4年度につきましては、令和3年度からの繰越事業である山下馬場農道改良舗装や木佐木野排水路、佐潟農道、浦集落道の測量設計業務を実施し、令和4年度の実施分につきましては、梶農道改良舗装と山下大田地区の用水路等の土質試験、田代下、桑原城下の換地計画書の作成、山下馬場農道、梶農道等の用地補償などを実施したところです。

次に、94ページの農用水資源開発調査につきましては、これまで農業用の水資源が乏しく、農業用水の確保に苦慮されていた大林地区において、安定的な農業用水の確保を図るため、令和3年度に物理探査、試掘位置の調査を実施したところです。この調査により、一定の水資源が確認できたことから、令和4年度において、深井戸試掘工事を実施したところであり、本年度において県事業によるポンプ設備の工事を実施する予定です。

次に、95ページの農地耕作条件改善事業（脇本中央地区）につきましては、古里及び新田地区の水田において排水不良により営農に支障を来たしていたことから、暗渠排水施工による対策工事を実施したものです。なお、この事業の事業期間は令和4年度までとなっておりますが、新田地区の一部工区において、請負業者が鳥インフルエンザ防疫作業に対応することになり、事業完了が見込めなかったことから、令和5年度に繰越しとなり、今年度事業が完了したところです。

次に、97ページのかごしまの農業未来創造支援事業（農業農村整備対策）内田地区につきましては、令和3年度において、安定的な農業用水の確保を図るために実施した農用水資源開発調査による深井戸試掘工事が完了したことから、令和4年度に本事業を活用し、ポンプ施設、給水スタント設備を設置したところです。

次に、98ページの市単独土地改良事業補助につきましては、国や県の補助事業に該当しない土地改良事業のうち、受益者が事業主体となって実施する農道、用排水路、生活道路等の改修工事に対し、市が工事費の7割を補助する事業です。令和4年度につきましては、脇本中央土地改良区の農道舗装を実施したところです。

次に、99ページの一般単独事業（市単独土地改良事業）につきましては、市が事業主体となって実施する土地改良事業です。令和4年度につきましては、水路・排水路補修やため池の補修・浚渫工事等で8地区6件の事業を実施し、また、農道水路等の伐開委託を3地区3路線実施したところです。

次に、100ページの一般単独事業（農業用河川工作物等応急対策事業仲仁田地区事業計画書作成）につきましては、令和3年度の繰越事業であり、2級河川大川に設置され、現在、

使用されていない仲仁田の頭首工を撤去し、大雨時の治水機能の向上を図るため、その検討に必要な計画書及び資料の作成をするため実施したものです。作成された計画書に基づき、令和5年度から令和6年度において、農業用河川工作物等応急対策事業を実施する予定です。

次に、101ページの農業栽培施設運営事務につきましては、当課所管の農林業振興センターにおいて、豆類を中心とした優良品種の生産を目指した実証試験等に取り組み、地域重点品目としての産地維持・生産振興を図りました。また、地域ボランティア団体等33団体に対し、地域美化活動を目的とした花の苗の配布事業を実施したところです。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明いたします。

令和4年度における農政課全体の予算額6億2305万円に対し、執行額は5億8139万円であり、執行率は93.31%となったところです。

それでは歳出から御説明いたします。

まず、決算に関する説明書は53ページ、事項別明細書は33ページをお開きください。

6款1項2目農業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの職員13名分の人件費が主なものです。

次に、3目農業振興費につきましては、18節負担金、補助及び交付金の農業振興に係る鳥獣被害対策実践事業などの25件の補助事業が主なものです。

次に、決算に関する説明書は54ページになります。

事項別明細書は33ページから34ページになります。

4目畜産業費につきましては、18節負担金、補助及び交付金の畜産経営に係る支援事業など7件が主なものです。

次に、決算に関する説明書は54ページから55ページ、事項別明細書は34ページになります。

5目農地費につきましては、12節委託料で農業用施設の維持管理にかかる折多排水機場維持管理業務など12事業、14節工事請負費では、農業用施設の改修工事9件を実施したところです。

また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、主に県営事業による農業基盤整備事業に対し、市の負担金を支払ったものです。

次に、決算に関する説明書は56ページ、事項別明細書は34ページから35ページになります。

7目ダム管理費は、高松ダムの洪水対策調整や高松川流域に設置してあるダム関連施設等の毎年の維持管理費及び保守点検等の管理業務費です。

次に、決算に関する説明書は56ページから57ページにかけて、事項別明細書は35ページから36ページにかけてになります。

9目農林業振興センター費につきましては、主に野菜生産振興に関する実証試験や農作業に従事する会計年度任用職員の人件費であり、10目農村環境改善センター管理費、11目西目地区集会施設管理費、13目折多地区集会施設管理費につきましては、清掃作業等施設管理業務に係る委託料や各施設管理に係る経費が主なものです。

次に、決算に関する説明書は80ページから81ページにかけて、事項別明細書は54ページになります。

11款4項1目単独農業施設災害復旧費につきましては、14節工事請負費により、40万円以下で国の補助農業災害復旧事業に該当しない農地3地区、農業用施設3地区、計6地区の復旧工事を実施したところです。

なお、補助農業施設災害復旧費につきましては、令和4年度は該当がなかったところです。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は3ページをお開きください。

12款1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の収入済額は、農地災害復旧事業及び農業施設の整備事業に係る3地区からの地元負担金です。

次に、決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は4ページになります。

13項1項4目農林水産業費使用料1節農業使用料の収入済額は、農村環境改善センター、西目地区集会施設、折多地区集会施設の3施設の使用料です。

次に、決算に関する説明書は18ページ、事項別明細書は8ページになります。

15款2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の収入済額のうち農政課所管分の主なものは、決算に関する説明書備考欄にあります17件であり、各種事業に対する県補助金の受入れになります。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は9ページになります。

3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金の収入済額のうち農政課所管分は、市町村権限移譲交付金などの3件になります。

次に、決算書に関する説明書は22ページ、事項別明細書は10ページになります。

16款2項3目生産物売払収入1節生産物売払収入の収入済額のうち農政課所管分は、振興センターの農産物等販売収入です。

次に、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は12ページになります。

20款4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入の収入済額のうち農政課所管分は、農地中間管理事業事務委託費で、推進員の人件費が主なものになります。

次に、決算に関する説明書は28ページになります。

5項4目雑入20節雑入の収入済額のうち農政課所管分は、会計年度任用職員の雇用保険料など7件になります。

次に、決算に関する説明書は30ページ、事項別明細書は13ページになります。

21款1項5目農林水産業債1節農業債の収入済額は、農業施設整備事業等に係る6件の財源充当分となります。

最後に、決算に関する説明書は31ページになります。

10目災害復旧債の5節農業施設災害復旧債の収入済額は、災害復旧に係る単独農業施設災害復旧債の財源充当分になります。

以上で、農政課所管分についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

牟田学委員

主要事業成果説明書の94ページ、水資源開発調査でありますが大林地区が4年度にボーリングが終わっておりますね。その水が鉄分が多くて、農業用水には適さないというこ

となんだけど、そこ辺りの何か対策とかを考えているんですか。

大野農政課長

大林区の水資源開発の件ですけれども、今年度ポンプ施設を設置する予定なんですけれども、その鉄分が多いというような情報というのは、農政課では現在承知してないところ
です。

牟田学委員

実は、近くで農業をやっている人から聞いたんですけれども、鉄棒が多いということで、
どうしたものかなあという話を聞いたんですよ。だから、今年度スタンドをつけるわけな
んですけれども、結果的にそれをしても、その鉄分が多ければ農業用には使えないという
話を聞いたんですよ。そういう情報は入っていないですか。

大野農政課長

現時点では、その情報は入っていないところです。ただ、そういったことであれば、現
地調査を行って、何かしら対策を打っていかねければ、委員がおっしゃるように給水施設
を設置しても使えないようであれば、事業として成り立たないので、その辺りを、事実確
認をしっかりとして検討をしていきたいと考えます。

牟田学委員

本人から聞いた話なんですよ。だから、そこは確認をしてしないと、スタンドをつけ
るにしても、1人か2人ぐらいしかそのスタンドを利用しないという話も聞いて、1人で
負担するのも大変ですねという話もしたんですよ。だからそこ辺りは確認を急いでくださ
い。お願いします。

大野農政課長

急ぎ確認して、必要な対策等を打っていきたいと思います。

〔牟田学委員「よろしくお願いします」と呼ぶ〕

竹原信一委員

主要事業の成果説明書75、76ページで、両方が国の事業と説明がございましたけれども、
この財源内訳には、国というのはないんですよ。

そして一方、81ページのほうには、これは県の事業と言われましたけども、国のものが
あるんですよ。これはどういうことなんでしょうか。

大野農政課長

ただいま御質疑いただきました75ページの農業次世代人材投資事業と新規就農者育成総
合対策事業の財源の部分で県の部分しか記載がされてないというところにつきましては、
財源は国なんですけれども、県を通じて市に交付される補助金となっております。

それともう1点、81ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業の国、県の財源の記載
があるということなんですけれども、すいません、ここは県の事業と申し上げましたが、国、
県の事業となります。訂正しておわび申し上げます。

竹原信一委員

国、県の事業。つまり、国、県の事業の場合は裁量権みたいなものも県にあるというこ
となんでしょうか。それともお金だけという話でしょうか。

大野農政課長

事業申請自体は県に行きます。県の審査を受けて採択されるかされないかが決定する
というところです。

竹原信一委員

国、県というのが出ていますけれども、国から直接来たりするお金もあるという話なんですね。

大野農政課長

財源は国ですけれども、国の財源についても県を通じて市に交付される財源となっております。

竹原信一委員

だからちょっとおかしいじゃないですか。さっきは、国から県を通じてのところは国だけでも県の表示があったと。こっちのほうは国と県で分けてあるって、表示をしてありますね。そこら辺はどうなってるんだという、説明と整合性がちょっと合わないんですけども。

大野農政課長

申し訳ありません。確認いたしまして、後ほど回答をさせていただければと思います。

濱田洋一委員長

竹原委員、その答弁でよろしいですかね、今の件については。

[竹原信一委員「今のはいいです」と呼ぶ]

竹原信一委員

101ページ、種子選抜をここで、施設でやると。どういうことなのかをもうちょっと詳しく説明してもらえませんかね。

牧内農村環境改善センター管理係長

種子選抜というのは、これは豆類の中のそら豆についてでございますが、これが出水地区で、新たな新しい品種が見つかったということで、これが収量性が高いという品種を今調査をしてきたところでした。そういうところで、この品種を選抜していき、固定化していくことによって、将来的に阿久根の生産者がそら豆を作ったときに、高品質で収量性の高い品種であろうということで、この品種を農林業振興センターで種を選抜をしているというようなことでございます。

竹原信一委員

すいません、私は農業をやってないので、その選抜という言葉の意味が。作業としてはどういうことになるのでしょうか。

牧内農村環境改善センター管理係長

選抜はですね、個体を数十個、数百個の中から、それを振興センターで植えて、その中からまた良いものを選抜していってるといようなところになります。

竹原信一委員

それはすなわち、遺伝子的というか、質のよさそうなやつを選んで、それを継続させる作業するとそういう感じなんですかね。

牧内農村環境改善センター管理係長

委員の言われるとおりです。

[竹原信一委員「分かりました」と呼ぶ]

大田基次委員

主要事業の成果説明書の80ページです。この耕作放棄地解消対策事業というのは、今年度もやられていますか。

大野農政課長

今年度も実施しております。

大田基次委員

それともう一つ、10アール当たり2万円とありますけれども、これは500平米の場合1万円出るというふうに理解してよろしいんですか。10アールの半分。平米計算をしてよろしいですかということなのですが。

大野農政課長

ただいまの御質問ですけど、10アールが最低限度の面積ということで、10アール以上でなければ補助ができないというふうになっております。

大田基次委員

10アールを超える部分には、平米計算をしていっていいということですか。

大野農政課長

おっしゃるとおりです。

〔大田基次委員「ありがとうございました」と呼ぶ〕

川原慎一委員

成果説明書の101ページです。質問というより要望になるんですが、私も、先々月でしたか、振興センターに行かしていただいて、いろいろ見学をさせていただいて、やってることというものを勉強させていただきました。

ここで書いている現状と課題で、今後施設運営について必要性が問われているところであるがとございます。私自身は、大野課長、また、牧内係長のお2人にしっかり説明していただいて、これは本当に農業に従事されている方々に絶対必要な施設だというふうに感じましたので、何とか存続していけるようにしていただきたいというのが、これはもう要望です。よろしくをお願いします。

濱田洋一委員長

要望ですね。

〔川原慎一委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔農政課退室〕

〔農業委員会事務局入室〕

次に、認定第1号中、農業委員会事務局所管の事項について、審査に入ります。

農業委員会事務局長の説明を求めます。

大野農業委員会事務局長

それでは、認定第1号中、農業委員会事務局が所管する事項について御説明いたします。まず、主要事業の成果説明書の中から主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書の103ページをお願いいたします。

農地利用最適化推進事業につきましても、農地利用の最適化を図るため、農業委員11名及び農地利用最適化推進委員7名により、農地調査並びに推進活動等を実施いたしました。この活動の実施により、農地の掘り起こしが進み、41.4ヘクタールの農地集積を図ることができました。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

令和4年度における農業委員会全体の予算額は4,034万円に対し、執行額は3,938万円であり、執行率は97.62%になったところです。

それでは、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は52ページ、事項別明細書は32ページをお開きください。

6款1項1目農業委員会費につきましては、農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名の合計18名分の1節報酬と2節給料から4節共済費までの事務局職員4名分の人件費が主なものです。

次に、決算に関する説明書は56ページ、事項別明細書は35ページになります。

8目農業者年金事務費につきましては、農業者の老後の生活等の安定を図るため、加入促進活動や農業者年金請求事務等の執行に関する費用が主なものです。

次に、決算に関する説明書は57ページ、項別明細書は36ページになります。

12目農地利用対策事業費につきましては、農業委員会等の資質向上を図りつつ、担い手農家への農地集積・集約化を促進するなどの機構集積支援事業に係る経費であり、1節報酬から4節共済費までの会計年度任用職員1名分の人件費が主なものになります。

次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は12ページ、事項別明細書は5ページになります。

13款2項4目農林水産業手数料1節農業手数料のうち農業委員会所管分は、決算に関する説明書の備考欄にある各種証明手数料や嘱託登記手数料の6件です。

次に、決算に関する説明書は18ページ、事項別明細書は8ページになります。

15款2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会所管分は、決算に関する説明書の備考欄農業委員会費など4件です。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は9ページになります。

3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金のうち農業委員会所管分は、市町村権限移譲交付金です。

次に、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は12ページになります。

20款4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入のうち農業委員会所管分は、農業者年金の年金受給者数、被保険者数、新規加入者数などを基礎として算出した金額を独立行政法人農業者年金基金から事務費として交付されたものです。

最後に、決算に関する説明書は28ページになります。

5項4目雑入20節雑入のうち農業委員会所管分は、全国農業新聞普及推進助成金です。

以上で、農業委員会所管分について説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

事務局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、農業委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止します。

〔農業委員会事務局退室〕

皆様方にお知らせいたします。

先ほどの介護長寿課並びに農政課の審査の中で、委員の皆様方から質疑がなされ、後ほど答弁するということでしたが、明日、回答をいただくようになっておりますので、御了承いただきたいと思います。

ここでお諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

(延会 午後4時36分)

決算特別委員会委員長 濱 田 洋 一